

「致遠館の周辺」

占 田 榮 作

(1)

御国産は米より外に無之、次は陶器ばかりなり、其他種々あれども他邦に売弘めて益になる程の物なし。然るに他邦よりは呉服類を始め雑穀魚塩等種々の物を買入れ、近来に至りては久留米領榎津の戸障子類、柳川領の木綿等種々入込み、甚だしきは飲食の奢は天下第一ともいふべしと考へられる、魚類山の如くあれど、尚不足して唐津其他より夥しく持来り、酒も上方より、又長崎より廻り、菓子も西国にては、無類の佳品にして、之を他邦に出すことはなけれども、他邦より入来る程のもの無し。此様なる奢称無用の事は禁止して国産を裕かにし、飽くまで他邦の金銭を国内に入込まぬ様にし、又人別の不足故に田畑耕作若くは山野江海の開発届かぬ様なれば、是は大村天草の如き人数多き処の者を在々に土著法を立て民事ね働かす仕法あるべし。⁽¹⁾

との指摘にみられるごとく、天保期の肥前佐賀藩の領内経済は、米と陶器以外にさしたる生産物もなく、摘綿、繭表・七鳥表、呉服、荒物・小間物、手拭地、丸薬、藍、魚油他の農民の日常生活必需品や生産用具の販売市場とされ、貧窮と人口減少に至るほどの状況にあった。⁽²⁾

この「後進」米作地帯の肥前佐賀藩が、明治維新に際して、大隈重信、江藤新平、副島種臣ら多くの頭官有司を輩出し、「薩長土肥」の呼称に示される、西南雄藩の一つとして注目を集めるに至ったのは、「肥前の妖怪」とされる、藩主直正の下での「幕末藩政改革の産物」であることは論を俟まないであろう。

肥前佐賀藩の「藩政改革」を必然たらしめたものは、現象的には極端な藩財政の緊迫と家臣団の窮乏であると指摘されている。⁽³⁾ 天保元年（一

「致遠館の周辺」

八三一)、襲封直後の藩主直正の帰国第一声は、「勝手向従米差支の上、近来廉々の大札其他時物入引続き江戸表の公私の困過分相嵩み、当今に至り必至と差迫り国家立行き難き趣を承知せしめ当惑至極に候」との实情から、「文武相励み流俗の宿習に泥まず専ら質素儉約を用ひ蔵入物成にて連統候様」との重大な決意の表明であった。⁽⁴⁾ 家臣団の窮乏については、直正の襲封による初入国に際しても、藩邸の費用涸渇のため供方の行装仕度費も給与しえず、「大駕発引と共に是まで邸内の厩舎に米、酒、味噌、醬油、炭薪等の日用品を懸売したりし商人等の代金請求のために詰め寄するあれどもえが支払をなすを得ず、商人等は詰所に堅座して動かず邸内は大混雑を極め」、ために帰国を一日延期せざるをえなかつたといわれる状態であった。⁽⁵⁾ 幕末の諸藩に共通している家臣団からの献米⁽⁶⁾ 祿知借上策も、限界にきていた。天保四年(一八三三)、御仕組所より、財政赤字のため余儀なく「御家中義年来部高之献米差上候得共今又別段献米相増」を申請したのにたいし、直正は、「年来大献米差上候末にて一統難渡之手」としてこれを否認せざるをえなかつた。⁽⁶⁾ 献米どころか、中・下士層にいたっては「逼迫等にて御城下住居出来兼候者共、在住罷在候ては兼て文武の志有之候ても懸々にて行届兼」との矛盾になやみ、天保十四年(一八四三)には多くの士卒を城下町の佐賀の北方の大野原に集団移住・開墾させなければならぬほどだったのである。⁽⁷⁾ ましてや、肥前佐賀藩は、種籾・苗代・田植・肥料・揚水・荒使子・作馬・農具等にいたるまで農業の直接的生産過程に、直接に関与・監視し、また貢租収奪においても定免を前提とする独得の検見制によって、文字通り年々農民の全剰余労働を収奪していたのであり、⁽⁸⁾ 「郷村之儀迫年困窮之末、只様及衰廃当今既に竈を倒流離之人民不少絶言語候振合……当今飢寒差迫候流民其儘被閑候てハ重て本業被相復候儀は勿論眼前大摠之御田地差明候通にて不相濟」という藩庁の觀察さえ産んでいる。⁽⁹⁾ こうした「御田地差明」し、「竈を倒し流離之人民」は佐賀・伊万里の都市貧民と化し、もしくは商人・高利貸地主の小作人に転落していく。

幕末の肥前佐賀藩での経済動向は、強力な藩権力による限界点にまで達した農民経営の全剰余労働の収奪の基礎のうえに、全国の商品流通の浸蝕・前期的資本の零細農業への吸着・農業と大多数の中小農民層の停滞⁽¹⁰⁾ 貧窮分解という特質をもって、展開していると指摘されている。こうした藩経済の動向を背景に、藩主直正は、「藩政改革」に着手していく。

天保元年（一八三〇）、新藩主直正の襲封とともに側近として、「藩政改革」に着手するのは、鍋島安房（異母弟）、古賀穀堂（進物役兼弘道館教授、手明槍隊長、直正の師伝、御側頭、御年寄相談役）、平田日藤右衛門（指南役、都檢役、教諭、御側役、貞丸様（直正の幼名）御付頭、御側頭）、永山兵衛（国学指南、小姓兼侍読、奥小姓）などのごく少数の者であった。

直正の側近である、「藩政改革」推進派のブレンである古賀穀堂は、天保二年（一八三二）六月、体系的綱領「済急封事」を直正に提出した。「済急封事」の中で展開された、藩の政・財政改革の要点は、一、破格的な人材選用の徹底、二、勤儉・文武奨励の貫徹、三、無制限な商品流通なからず他国商品の流通禁止と国産奨励の三点である。穀堂は、この三点を「流俗の宿習」と対置した改革綱領として強調している。であり、この「流俗の宿習」を激しく糺弾している。穀堂にとっては、宿弊は、一般的には「此様なる奢移無用の事は禁止」すべき藩内の無制限の商品・貨幣流通であり家中一統の「遊惰と奢移」であるが、特殊的には商業資本と倫安的に結托して「鄙吝にして金銭を蓄へ方便と称へて内々商売の如く金銭を回し利潤を貪る」ほどに墮落した、要職門閥そのものであった。

穀堂らは、要職門閥を激しく攻撃した。穀堂は、「要職に居るものはすべて『治国の大理に疎く』まして『兵道武備には至て疎』いと非難し、眼目の危機にも「小吏の見識にて事済む様に存じ」、(1)文化二年（一八〇五）の「借金方」設置、(2)文化年中以来の「米管」「藩札の濫発、(3)「お掛祝方」の機密軍用金の使い込みなど国政を破滅の淵にみちびいたとするのである。更に穀堂は、「不学にして自己の才を恃み」、ために「豪傑才智の士」があってもそれを妬祝・忌諱するばかりで、当今家中一統にはびこっている「三病」——「妬忌・不決断・負惜み」——も、その責任は「此病は上下同然の中に高貴及び在職の人最も甚し」ところにある、とする。こうして、改革派の政治的進出そのものを正当化する論理「破格的な人材選用の主張が、『今日至急至要の事は格別の人材を擧用するにあり』と宣言されたのである。

この古賀の「済急封事」をうけた直正は、天保二年（一八三二）九月十八日「弘道館被為成頭人扱又当役之左の通」との令違で

家中一統文武の稽古相勸候様の儀は当春具に中間置候。愈無怠慢様尽心遣義勿論に候。且又諸役人選挙尤肝要の事に候。一体文武の修行を

柱礎とし夫より官途に相進候通無之では假令天性伶俐の者たり共孰れ文武練磨不致候ては事理に疎く治国安民の道は不及申一官一事の儀も邪欲偏見に濟易く実用不相互事に候。就少年の輩文武の稽古者大形に差置官途奔競の風俗等有之候ては不宜事候条以来新に役儀申付候者の義行状正敷文武相励候者令吟味可撰奉候。勤職之依賢不肖国務の興衰相懸事にて此撰至て大切の義に候得は是迄迎も疎有之間敷候得共猶又前断の旨趣專一に差含候能々吟味尤に候事⁽¹⁵⁾

と、「諸役人選挙尤肝要の事」とした上で、「新に役儀申付候者の義行状正敷文武相励候者令吟味可撰奉候」と強調したのである。

直正^{II}改革派が、かくも激しく要職門閥を批判し、人材選方を「至急至要」としたのは、当時彼らが、前藩主斉直を支柱とする藩庁主流に、その公然たる意見を完全に封じられていたという状況にあった事にもよる。

天保三年（一八三二）、前藩主斉直の東上準備と、直正の圧力のもと財政困難との理由でこれを中止せしめた藩政府との対立で、改革派と藩庁主流の対立が表面化した⁽¹⁶⁾が、『穀堂日記』でさえ、改革派の劣勢が如実に描き出されている。

こうした劣勢の下で、天保三年（一八三二）八月、「以来重立候は（斉直へ）御相談一通之儀ハ御通計被仰上、輕儀ハ此御方限可被成⁽¹⁷⁾」との布達を出し、藩主としての直正の独立宣言の表明であり、天保四年献米増徴申請への直正の否認も、禄知借上策の限界を示すとともに、改革派による家臣団の支持獲得のための布石と見做されうる。

改革派が不遇のなかで自己主張をはじめ、従来の藩政主流に対してはげしい抵抗を始めた、天保四年（一八三三）までの肥前佐賀藩の政治動向は、天保六年（一八三五）五月十一日の佐賀城二ノ丸焼失を機に、直正^{II}改革派の藩権力掌握へと大きく揺れ動いた。

天保五年（一八三四）五月に穀堂を「御年寄」に任命し、六月に「文武奨励」の布達を出し、御親類始着座中迄は重き職分の事候間猶相嗜若年の面々は彌以無怠惰出精有之候様總て前にも御沙汰被成置候通御政務に預り候職分柄に候得は就中文学を重に研究有之候様思召の旨被仰出候⁽¹⁸⁾

と、「着座」以上の者に対し、重き職分ゆえ文武に相嗜み、政務関係者は主に文学を研究すべきと命じており、他方会試による技倆の吟味と稽古への出席強制を論じていた。更に穀堂は天保六年四月に、当役と学館懸り合いの家老に対して

文武御勅の義御代始以来毎々厚被仰出武芸熟達⁽¹⁹⁾の者は相応有之候得共文学の方其際不相見畢竟出精の者稀有所にて可有之。總て重職分は不

及中身上柄相応の者は段々重勤向をも被仰付候。付ては就中文学重に心懸義理致発明候通無之て不相叶旨各被仰聞候。就ては何れとか遂吟味追々可被中上被思召候得共先以着座扱又侍相応の身上の者三四十人程人柄相撰相談一際致出精候様其外一統共若年の面々成丈差練出席候通取計候様各之可相談旨但右の末当役より御年寄迄中談候は着座定詰可及難渋通ひ稽古被成置度旨に付御内々中上候勉御政務筋相預身分修己人之道治乱興廢之迹不相弁候ては不相済に付被仰出候勉右様難渋等申立候は執政如何の心得候哉。泰盛院殿御書物にも文道不覚ては武道なるまじき旨其外猶御沙汰被為在候由¹⁹⁾

と、厳しく、「着座・侍」の学館定詰を要求し、武芸のみならず、文学に対するより深い造詣を求めていた。いはば、文学による政治倫理の確立を求め準備が、改革派の手により着々と整えられつつある中で、佐賀城二ノ丸焼失が起り、これを機に、肥前佐賀藩の要路を改革派が占めるに至る。天保六年（一八三五）五月、六日には鍋島安房が「当役兼相統方」に、井内伝右衛門が同年六月四日「諸役相談役」に抜擢され、六月二五日には、古賀穀堂、牟田口藤右衛門、永山上兵衛が弘道館教導役に任命され、着座・侍の教導に当り、改革派の政治理念を実現すべき精神的・体制的整備が進められる。

こうした中で「当役」に就任した鍋島安房は、六月二一日に「いづれ旧例古格に頓着なく大体より仕成を變へて、国初の心得を以て万事を取行はれ、諸般破格の取計なくては国家永久の基本立つべき様無之」と、「請役所」に藩政府の意志として大改革断行の宣言を行ない、²⁰⁾（五月末日）沙汰冗官、節縮濫費、皆以聖賢之道、若蕪亦蒙春遇²⁰⁾とした上で「（六日六日）沙汰冗官可快、同僚田中本助、替長阪井弥兵衛、亦以老病沙汰減省、一挙極難事、旧来所無、天賜有密議、（七日）減省内朝官、凡百六十五人、胥徒之類在其中、（九日）外朝減参政三人、同見習二人。²¹⁾（十一日）内外減官、至胥徒、凡四五百人、極快事²¹⁾」と大規模な冗員淘汰を断行し、「着座・侍学館定詰五十人被仰付年限二ヶ年相満候上又々仰付²²⁾」と、藩政府の中核を占むべき着座・侍に対して、二ヶ年間の定詰という条件の下で、古賀、牟田口、永山という改革の旗手たち手づから教導に当り、藩政府の「枢機」に参与するものが改革派の政治理念を背に負って、事に臨む体制が整えられ、前藩主斉直の藩政後見も廃止されるに至る。

藩の人事管理権を掌にした、直正²³⁾改革派は、自らの政治理念を具現化すべく、大巾な冗員整理を断行し（既に見た様に、天保六年六月十一日付の「穀堂日記」に「内外減官、至胥徒、凡四五百人²³⁾」とある）、直正自らも藩内ばかりでなく江戸滞府中も綿服のみを着用し、²⁴⁾粗衣粗食（天保三年六月に「先哲の言行録」として「此の節よりは、朝食香物汁二品限り、昼食は平と香の物二品限り平無之節は皿魚、夜食は、味噌塩にて

宜敷、右の趣は、其の方共より、中兼候儀に付、我より中間せ候。仮令美味佳肴有之と雖、前条中す通、民の艱苦にては、咽に下り不申事」とした上で、「衣食より、段々儉約致し⁽²⁵⁾」と「言明している」に努めるとともに、「面々心力を励し、一際質素相用候はて不相叶既に外勤の節も、綿衣着用候様、御達相成候に付ては、如何様の廉服にても不苦。朝夕の食事も空腹相凌候分に相心得、御用談等にて小屋寄合掛合等、差出候節も、右合の煮ノ茶漬等にて相濟まし、小屋道具等、華奢瓶物等、敷物一切不相用、唯々不差支分に致し、兼て極々節儉を加へ、諸勤事有之節は、容易に御合力御取替等、御難題箇間敷、不相願様、専一に心掛け、則今より憤発差部、遊惰等敷筋は、不及申、諸事外見形粧、従來の仕等に不相泥、宿弊一時に相改、古質の風俗に相復候様、以下以下迄無洩様、可被相違候⁽²⁶⁾」と、家中一統にも質素儉約を求め、冗費節減によって生じた財政的余裕を「軍国天災の備は勿論、窮身を救ひ、鰥寡孤独の憂無之様⁽²⁷⁾」に活用すべく、非常備蓄にしたのであり、天保九年十一月には、「御軍用御蓄積の筋は、至て大切の義就中、長崎表御役向に付ては、急度被相備候はて不叶に付、毎々御沙汰被為在、依之金銀米穀間、何程宛か、相定、已來年々相備候様⁽²⁸⁾」と令達し、更に翌天保十年九月には「非常備向の儀は、国家第一の急務に候処、追年の末にて、其の手配不行届の由、依之、当秋より、蔵入十萬石を經費とし、余分は非常備とし、縦令臨時物入多く候共、外に差練、前断余分は、永々無變動屹度可備置候也⁽²⁹⁾」と命じ、こうした非常備蓄を推進するために、家中一統の献米制を改正し、職務遂行の実を挙げんがために、役米給付制度の変更を行ない、実力ある中堅・下級家臣団の進出への積極的保証⁽³⁰⁾政治的条件を創出した。

藩庁の座に腰を据えた、直正⁽³¹⁾改革派は、非常時への備蓄、文武の奨励に留らず、大胆に改革策を展開する。その一は、「均田制」と命名される強圧的な「小作」の解消であり、強圧的「農商分離」の実施であり、「本百姓」基調の土地政策の遂行であり、⁽³¹⁾他は西洋軍備奨励の「軍事改革」であり、その財源確保策としての殖産興業、貿易の推進であり、「軍事改革」を可能にするための西洋文明の積極的摂取であった。

既に天保三年七月には、直正公の軍事参謀局たる御備立方と小物成所支配の山海林野を掌る御山方の二局に才能ある人物を選挙せしむるために

一、御備立の筋には色々思召あらせらるれども、費用に關する故に、時節柄を顧み御沙汰あり兼たれど、追々には調練等仰出さるにて可有之、就ては御備立役の人を増し、又差練等も可有之、生來兵学等の心掛厚く、機発の尖どき人柄を相選みて御聴に達すべし。

一、御山方は国益を生ずる役筋にて、殊に役人の得手不得手によるべし、眼前の小利に泥みて後來を慮らざるやうにては宜しからず、凡て物

産水士の形勢を考へ、仕立手入の致様それ〴〵綿密に工夫を用ひ、永久に無尽蔵の利益を生ずる様になくは不相叶性得右等の事業を好み白分も種々試験致して、成功を樂しむ人柄を右同断³²。

と、令達している。御備方は主として兵学家より選拔され、諸組の訓練御覽より漸次に時代の進歩につるを得て洋式の陣銃に変化する端緒となり、永田諸嶺、横尾次郎右衛門等が登用され、御山方は物産工業の発達を促進し、遂に盛んに國産の利を興して長崎に向ひて西洋貿易を拓開する緒となり、南部大七、久米雄七、坂部興右衛門他が功績をあげたとされている³³。直正改革派が改革派としての産声をあげた直後に、御備方と御山方の二部局、すなわち軍事參謀部局と殖産興業のための部局、に人材登庸が図られている。このことは直正改革派が藩財政の窮乏・破綻の中で旧藩主の後見の下に、藩政を委ねられ、その政治理念の積極的實現には夥多の障害が存在したが、政策として、軍備増強と財源確保のための殖産興業の實現は、その緒にいたのであり、旧藩主齊直を中心とする藩序主流派も否認しえなかつたものであつた。この二部局への人材登庸とともに、その人材の育成機関たる藩校弘道館の造料を一七〇石に引きあげられた³⁴。

ここで、直正襲封以後の肥前佐賀藩の「殖産興業」策の展開の過程の大略を辿つてみると、天保二年には「農業之外工商之筋口細に取調遊民無之様可被付御手、右冥加銀等を以臨時之御備被相整」ことを設立の意図とする「御臨時方」が殖産興業機関の嚆矢であり、そこでは「御有來米丈を以定式之筋被御造合臨時之廉々へ御物成外御取入にて被相連度」として、「蔵入物成にて連統」本年貢基調を前提とし、「臨時之廉々」の³⁵出費を「工商」からの新規「冥加銀」徴収によつて賄おうとする（同時に「遊民」を貢民化しようとする）、姑息なものでしかなかつたとされる。唯、の勸業機関として位置づけられる「御山方」についても、前記の「人材選抜の令達」における「凡て物産水土の形勢を考え、仕立手入の致様それ〴〵綿密に工夫を用ひ、永久に無尽蔵の利益を生ずる様³⁶」と「水土の形勢を考え」と自然条件、即ち天産物の活用ないしはその若干の加工の域を出ないものであり、勸業も極めて限定的であつたと見做される。とすれば、勢い、天産物に限定されたる特産物からの冥加銀は、陶土の産出に裏づけられた、有田、伊万里の陶磁器関係者に期待されるものとなる。直正改革派は一方では、天保八年二月の皿山代官への

有田皿山の儀、近年陶器不融通、就中、去秋諸國凶作にて、尚売買差葉かり、職方の者共、至極難澁の趣に付、当節拝借金被差出候。就ては何れも家業出精、日用致相統候様、一体伊万里有田の儀、自余不相双、衣食住分限不相応の処より、如形困窮に及候事に候得共、已後屹度

宿弊致一変質素を用ゐる永続の基本相立候様、為代官者懇々可申論⁽³⁷⁾。

という令達で、伊万里・有田の「(陶磁器)職方の者」への慈惠的な「拝借金」の貸与をするが、他方では天和二年(一六八二)に小城領で「塩・あかし松・油之外、不依何色村中へ振売之者入レ中間敷候、振売之者參候へ、村口ノニ罷有候者ともより可追返候、押而入候へ、売物可取上候、自然咄・村横目・庄屋・散使越度たるへし」との「覚」、宝曆十一年(一七六一)五月には「一、於郷内塩・明松之外、振売停止之段被相達置候得共、油之儀は振売不苦候、一、於津内魚類店商売之儀は不苦候、一、大配分并御家中知行所屋敷廻之町小路は振売不苦、相応之品は店商売も不苦候⁽³⁹⁾」と触達し、繰り返し繰り返し「在郷百姓の商業を禁ずる」触達を出しているが、直正治政の天保八年十月には「乍恐奉願口上覚」の中で「郷宿一統店商売へ勿論触売迄御停止⁽⁴⁰⁾」と叙述される程の厳しい在郷商人禁止、即ち農商分離を要求し、商人は商人として「郷内之者共」を人返し追放した「伊万里陶器荷師職株」の商人への固定など「保護⁽⁴¹⁾」し、それとともに商業統制・冥加銀増徴を図り、更に陶磁器の藩による領外輸出の独占に乗り出している⁽⁴³⁾。

肥前佐賀藩の天保期までの、「国産を裕か」にする政策は、特産物陶磁器の商業資本への特権「保護」と冥加銀確保・流通独占を強化するより以上のものではなかった。

肥前佐賀藩では、天保十年頃から、防風林・木材薪としての榛樹の移植、綿花の栽培、甘蔗の栽培による砂糖製造、領内の肉などの需要に充てるための平戸領巻岐からの鯨の縮買^{しめがい}などが「殖産興業」策として行なわれた。当時の俚歌に「榛の木や江戸から、棉種は唐から、老州鯨はし・くじらかし」と揶揄されたように、榛樹、綿花、鯨についてはのちいずれも廃止されたが、甘蔗の栽培は、肥後の天草島、讃岐等での成功例に学び、御山方の建議により、七年間の期限付きで、三根郡天建寺村の瘠田に試植^{しち}され、其成績良好にして頗る嗜好に投じ、遂に天建寺砂糖として世に聞えるに至り、利益も多かったが、必要の稲田を廃して奢侈品の砂糖を植えるは、天下の大法よりするも、政治の趣意よりするも、断じて不可なりとする、本年貢を重視するという稲田第一主義の下に否定されるのであり、天保以降の農産に関する、藩の姿勢(均田法)における小作の否定)に一つの基本線が、稲作を絶対視し、本百姓を絶体化するところにあると考えられる。商品経済の農村浸透による農民の商人化、それにとまらぬ農村の荒廃の進行の中で、農商分離、戸籍帳作成、「借銀并加地子猶予」などを通じて農村の再編を行ない、年貢徴収を確実にものとしようとする点にその主眼がおかれていた⁽⁴⁵⁾。こうした農業・農村政策の遂行を支えたのが、代官制の強化という、農村支配機構の整備で

あつた。⁴⁶

天保末期以降、肥前佐賀藩の藩政は、多面的で多様な「改革策」が採用されるが、改革派も大動搖と試練を経験させられる。⁴⁷

大動搖と試練を経て、直面する、農村の疲弊への政策的対応として、農民の相对借銀・小作料・講銀の十カ年間利止め返済猶予の布達、「加地子猶予令」の実施を打ち出した、肥前佐賀藩政府は、長崎警備の重視から、軍事力の強化をすすめていく。長崎警備を担当していることから、ヨーロッパ列強の動きをある程度察知しえたこと、肥前佐賀藩の警備年であった文化五年（一八〇八）に「フォートン号事件」によって当時の藩主斉直が幕府から謹慎を命じられており、この汚名をいかにしてそぐかが藩の課題になっていたことなどから、外国の動きに敏感になり、外圧にすみやかに対応するため、洋式大砲の導入による軍事力の強化が図られた。⁴⁸ その端緒は、『穀堂日記』天保四年五月七日の条に「成就院文会、島本良順為主、談西洋社中萎爾無至者、因嘆土俗衰颯、絶無意氣、不如且止」とあり、島本良順は佐賀蘭学の主唱者であり、佐賀での蘭学は当時盛んであったとはいえないものの直正のブレン・穀堂自らが蘭学者と交を結び、彼等を介して西洋の知識、西洋に関する情報を吸収しようとの熱意が覗われる。天保三年には、武雄の邑主で長崎港外の香焼島台場を受持つ鍋島十左衛門は、家臣の平山醇左衛門を長崎に派遣して高島秋帆に入門させ、平山を通じてみずからも西洋砲術（高島流）を学んだ。ついで天保五年に十左衛門は長崎港外の台場視察のために同地に出張したさい、（高島）秋帆に面会して正式に入門した。⁴⁹翌六年、秋帆は武雄をおとすれ、みずから鑄造したメルチール砲（臼砲）を贈るとともに、皆伝を授けた。⁵⁰直正は、天保八年長崎で蘭船の武器を観るや、警備の用に購求する事もあるべしとの口実を以て、長崎奉行に蘭艦使用の武器の購入を申し込み、⁵¹更に天保十一年に直正みずから武雄におもむき、高島流砲術の演練を視閲して、これを採用することを決め、とりあえず十左衛門を本藩の砲術師範役に、また平山醇左衛門を蘭砲稽古取立に任命した。ついで天保十三年には佐賀城下に蘭砲稽古場を設けるほか、蘭砲の製造所を設置して、造砲に着手した。⁵²弘化以降の軍事力の強化は、極めて顕著であるが、外圧の強まりの中での長崎警備の役割変化によといえる。長崎の治安・密貿易・キリシタン制圧取締以上に出なかつた伝統的な「長崎御警備」のもとでは、天保改革の最中でも「近年御番所るもの詰番頭始休息人のみ被仰候様」な長崎警備体制が、天保十三年のオランダ船「風説書」の阿片戦争での中国の敗北・英米船の日本渡航の報知を契機に、「異船渡来」対策の強大警備へと急旋回していく。⁵⁴

表は弘化以降、慶応四年までの肥前佐賀藩の軍政改革の動向を示すものであるが、「蘭筒・蘭書・西洋武器」の西洋式軍備奨励が顕著であり、

「致遠館の周辺」

軍資金・殖産興業関係

教育・その他

「致遠館の周辺」

防衛費増大のため「大坂其外御借財」の返済猶予(9.29)

軍用金蓄のため石倉庫設立、軍費専用の制札(5.14)

「国産方」独立、「有無を交易し貸財を通じ国用を利」するよう命(6.1)

「大銃製造方」創設(6.)

長崎警衛費のため幕府直領の「天草・厳木」預りの請願(8.)

「精練方」設置、軍用科学のほか製薬・ガラス製造などの殖産(11.10)

「代品方」創設

「国産方」廃止

藩營「佐賀商会」設立

三鉄津に製鉄所着工(7.25)

パリ「万国博」に出品(陶磁器、干鮑、鱈鱈見布など)

西松浦郡に一切の小作料の十年間完全免除を布達(11.)
「銘々分限を離れ肝腑を吐露し遂貧談候て不叶」と令達

種痘を直正の子女に試む(8.6)

課業法布達(8.)
「義祭同盟」創立(5.)

医師の修業を厳督(2.17)
種痘の藩民への奨励(12.18)

蘭書の翻訳を御火術方に移す(6.8)
蘭学寮を御火術方に併置(7.24)

漢方医にオランダ医術修業を命ず(6.20)
米管を銀札に改め月限無しとす(6.10)

好生館設立(10.14)

明春幕府よりアメリカへ差置すに付本島喜八郎外数名へ随行出張を命ず(11.28)
海軍寮創設
課業法廃止(5.)

直大襲封(11.)
全蔵入地に上支配・分配令(12.)
中牟田ら「千歳丸」で上海へ向う
大隈八太郎、フルベッキに英学を学ぶ
佐賀藩長崎に語学所を設置
幕府済美館設立(7.)

大隈ら「致遠館」設立

表一 肥前佐賀藩の軍制改革・教育改革の内容

年代	対 外 関 係	軍 制 改 革 関 係
弘化 1 (1844)	オランダ本国艦、外交要求の国書(阿片戦争 その他の報告(7.2))	御火術方創設(5.5) 「蘭筒百挺」の製造命令(8.6)
弘化 2	イギリス軍艦長崎入港(7.5)	長崎奉行へ諸「西洋武器」の購入を請願(5.26) 「同産方」に火薬の「製造・研究」を命令(6.2) 「大銃御陣立等、蘭書、蘭筒其外御取入」の命令(10.)
弘化 3	フランス軍艦三隻長崎入港(6.6)	輸入洋式銃、新製造銃計「三五〇挺」を御徒組へ配当(12.28)
弘化 4	オランダ「風説書」、明年諸国同盟して開港 要求に渡航と報告(6.)	長崎防衛のため自力で「撃雷銃凡二十種御陣立」の指令(12.30)
嘉永 1		「諸額渡火銃筒皆以火打筒」にとりかえ渡すことを発令(12.30)
嘉永 2	アメリカ軍艦長崎渡来(3.26)	「火術ハ軍用利用の最」とて、「守内ノ火術皆以莫羅致シ基精特ヲ令 吟味研究実用相立候様」と指示(2.) 「四貫二百日大銃十挺、并右裁組用船十艘」の製造命令(四4.27)
嘉永 3	オランダ「風説書」再び英米軍艦の通商要求 渡来を報告(6.)	木島藤太夫を伊豆に派遣「砲術研究」の命(3.13) 長崎港外・伊弉島・神島に台場築造(8.14) 「火術兩組」新設・士卒計814名に「銃砲術」の教練(8.23) 「反射射・鎌台」の建設に着手(10.2)
嘉永 4		神島・四郎島間「百二十余間」の警備用埋立に着手(6.) 伊弉島・神島用に「十ヶ年に大石火矢四十挺」製造の令(9.20)
嘉永 5	オランダ国書、明年のアメリカ艦隊の来航を 予告	「反射射」成功＝「二十六ポンド砲」の铸造成功(6.11) 「十ヶ年之間蘭筒三百挺ヲ、御取入」の命(8.15)
嘉永 6	ペリー来航(6.3) ロシア使節ゾチューチン長崎来航(7.18)	「本邦未嘗有」の「百五十ポンド以下巨大の銃砲製造」のための特別 施設の設置令(10.15)
安政 1	日米修好条約締結(3.3) 日英修好条約締結(8.22)	長崎台場増築に付巨砲铸造の為铸造局を設け反射射を建設「木車を用 い鎌置台を装置(3.) 「家来一般西洋流士ニ稽古熟達」を命ず(3.2) 蒸汽船製造を命ず(10.28)
安政 2	日蘭修好条約締結(12.)	オランダ船艦在中長崎に於て砲術航海術等を伝授せしむ(7.19)
安政 3	米総領事ハリス田着(7.)	火術方銃陣すべて西洋式を用いしむ(7.12)
安政 4	ハリス江戶城で将軍に謁見(10.)	「武器製作所(洋式)」創設(7.22) オランダ人より「飛雲丸」買入れ(10.1) 「御軍取調方」創設(11.27)
安政 5	日米通商条約調印(4.19) 日蘭、日露、日英通商条約調印 日仏通商条約調印(9.)	「重津に御船手稽古所創設(2.) 十六歳より四十歳までの士分をして毎月百人宛火術を稽古せしむ(7.21) オランダより「電流丸」を買入れ、長崎で「長風丸」建造
安政 6	横濱、長崎、函館開港(6.2) ソバノキ長崎に来着(10.13)	海軍所創設
万延 1	幕府派遣使節アメリカに向う(6.1) 日葡通商仮条約調印(6.17) 米国書記ヒューズケン殺害さる(12.) 日普通商仮条約調印(12.) 幕府派欧使節出発(12.)	
文久 1		
文久 2	外国公使横浜より江戶に移る(6.) 生麦事件(8.)	
文久 3	長州藩、下関で英米仏蘭の艦船砲撃(5.) 薩英戦争(7.)	
元治 1	四国連合下関砲撃事件(8.)	陣法を英式に変更 イギリスより「甲子丸」を買入れ アムストロング銃の铸造に成功
慶応 1		佐賀で「長風丸」を建造 「遠在小島」の在地位人のための稽古場四ヶ所に建設 「組野郎」の設置
慶応 2	日葡仮通商条約調印(6.) 日伊通商仮条約調印(7.) 日丁通商仮条約調印(12.)	イギリスより「皇月丸」を買入れ
慶応 3	徳川昭武渡仏(1.) 兵庫開港の勅許(5.)	
慶応 4		「分過夫仕組」の組織(8.)

※芝原拓自「明治維新の権力基盤」p.79を参考に作成

軍制改革を支える財源確保のための殖産興業が「精練方」の設置に見られるように軍事力強化に深く関係していることであり、弘道館、蘭学寮、好生館、海軍寮、語学所という五つの教育機関をもち、嘉永三年（一八五〇）の木島藤大夫を伊豆の江川英竜（高島流皆伝）の下に派遣し、砲術研究を命じていることである（既述のように、天保三年に武雄の邑主鍋島十左衛門は家臣の平山醇左衛門に高島流砲術を学ばせ、自らも高島秋帆に入門し、皆伝を得ており、早くから西洋砲術への肥前佐賀藩の関心は強かった）。安政二年（一八五五）幕府が海軍伝習所を長崎に創設するや、中牟田倉之助、佐野榮壽左衛門（常民）、秀島藤之助ら四七名を伝習生として派遣し、勝海舟をして「佐賀は其君侯識見卓越蚤とに蘭学大に開け当時既に反射炉の設あり、是蘭籍に就て建築する所幕府も依頼し大砲数門を鑄造せしむ故に学士其人に乏しからず、伝習生の進退船舶の事佐野榮壽左衛門頭領となりて周旋す、ゆえに列藩に冠し其熟習尤速かなりし」と言わしむる程であり、薩摩藩、肥後熊本藩、筑前福岡藩、長門萩藩、伊勢津藩、備後福山藩、遠江掛川藩の藩士がこの幕府の海軍伝習所へ藩士を派遣しているが、諸藩から派遣された伝習生総数一二八名に対し、佐賀藩士は36・7%にも達しており、西洋の砲術の摂取に対して肥前佐賀藩が闊藩の姿勢をもって臨んでいたことを示唆するものである。

弘化元年には、「大坂其外御借財筋御平断之取計⁽⁵⁸⁾」と軍費増大のために借銀返済猶予を苦心のうちに成立させるが、すぐに「長崎御備向御恢張且連年異船渡来等にて御入費莫大に及び、殊に当年彼表之振合を以ハ此後御出財向何れ之通可相成哉御懸念不⁽⁵⁹⁾少」と、長崎警備を担当する藩として、阿片戦争以後、「異船渡来」対策へと転換された、長崎警備策にともない、軍備増強につとめねばならず、積極的な収入拡大を図らねばならなかった。

嘉永二年（一八四九）六月一日、

政事者民を養ふにあらざれば徒法となりて其用を不成ものに候、産業者衣食の源、礼讓を知る基にして天地自然の利、民生不可欠儀候。雖然制度宜しきを得ざれば或は過或は不及儀有之、善政とは難中、什器を作り、有無を交易し、貨財を通じ、国用を利し、民生を厚くし、一一反画をなすを成功と可申候得者、右之処に精慮を尽候半而不相叶。依之此節別に役局を建て生業之道を開き、山沢の利を通じ、浮華之弊風を改め、民皆其力を養ひ、其利を利とし、永久之基を立て、荒凶之備等行届候儀肝要に候。前方六府方被相立候節も六政其理を究め、其事を施さざれば、邦家及衰頽政事不行届に付、富国綏民之旨趣を令考量国産乏窶他境より購求候通無之様と之儀、委曲御垂戒之次第も候条、厚心を

と、「国産方」に書面を近り、「什器を作り、有無を交易し、貨財を通じ、国用を利し、民生を厚し、一々区画なすを成功と可申」とし、「生業之道を開き、山沢の利を通じ、浮華之弊風を改め、民皆其力を養ひ、其利を利とし」とする、積極的に生産の増加を図り、民生を厚くするため、「国産方」を「御山方」から分離独立させる。独立した「国産方」は「従来の名産たる磁器の外に、更に櫛を蕃殖して木蠟を搾り、楮を植ゑて紙を漉き、海産物を採り、石炭を発掘したる等」とあり、農業の外に、零細農民を動員しての「山沢之利」の獲得以上には出なかつた。「国産方」は領民自給のためには、棉、麻、楮、櫛を耕種し、薪炭、魚塩、海藻を採り、蘭商への貿易品として、陶磁器、白蠟、石炭、小麦の四つを与え、その内石炭と白蠟が巨額の貿易品となつた。⁶²とりわけ、高島炭坑から産出する石炭は、肥前佐賀藩の軍制改革の命脈であつた。木蠟と石炭は、輸出めあての生産であり、安政元年には「外国人の貿易を欲すべき品物を興し、蒸気艦購入の代価に充当すべき物品を掌る」⁶³代品方が創設され、安政四年には「国産方」そのものが廃止される。海外貿易の必要が、開港後には、「藩営佐賀商會」を設立させ、藩自体の商人化が進行していく。

弘化元年（一八四四）七月のオランダ国王の「開国勸告書」の到来にもかかわらず、幕府は開国を拒否し、鎖国の墨守を伝えた。これを契機に長崎砲台の改築が問題とされるに至る。肥前佐賀藩は長崎警備を担当しており、また「フェートン号」事件の汚名返上をするためにも、長崎警備の充実、長崎港内砲台の増築に力を注いで来た。

弘化元年には、洋式大砲をオランダから購入し、翌二年にはオランダ砲とこれに関する書籍の購入がさらに指示され、オランダから購入した洋式砲と肥前佐賀藩製造の新式砲とが長崎警備の各砲台に配備されていった。

長崎警備の各砲台を充実させていくとともに、肥前佐賀藩は、弘化元年（一八四四）の「御火術方」の設置を皮切りに、嘉永三年（一八五〇）の「大銃製造方」を創設し、反射炉建設に着手し、嘉永五年六月には鉄製36ホン下砲の鑄造に成功し、同年十一月には、「精錬方」を設置し、火薬の製法、点火術、銃砲弾丸製造法、銅鉄亜鉛・鉛の用法研究など大砲製造のための諸研究を中心とし、硝子・石炭・陶磁器・製革・石鹼・紡績・製紙・醸酒・製糖・製薬・写真術・電信機などの一般の化学工業の研究がすすめられ、更に文久元年（一八六一）七月には、「蒸汽罐製造」に着手成功し、文久三年三月に三重津造船所を創設し、慶応元年には、長さ六十尺、巾十一尺の木製外輪十馬力と小型で遠洋航海に耐

えないものではあるが、実用化された国産初の蒸汽船「凌風丸」を進水させるに至った。このように肥前佐賀藩は、船舶、銃砲、弾薬の自力生産という軍需工業の強化にとどまらず、硝子、石鹼、陶磁器等の化学工業の発展に力を注ぐとともに、「精錬方」の研究所である「精錬所」主任の佐野榮壽左衛門の推挙により、理化学に精通する但馬の石黒直寛、京都の化学工芸者中村奇輔、久留米の人で西洋機械に造詣の深い、田中近江、田中儀右衛門父子という他藩の異材を迎えており、「精錬方では薬を扱へたり、磁を拵へたり、色々な物を拵へた。矢張りあれで一つ儲けると云ふ計画であったのだ。唯慰みにやって居たのではない。産業を興さう、富を興さうと云ふので、丁度理化学研究所のやうなものだ。蒸汽もやって見れば電気もやって見る、何でも彼処でもやったのだ」と、大隈重信が回想しているように、ある程度「殖産興業」の意向も持っていたと考えられる。肥前佐賀藩での、軍需工業を中心とする洋式工業は、藩内での西洋知識の普及発達と藩財政の余裕を前提とし、軍備上の必要と軍事費捻出の必要から、実現するに至ったとされているが、西洋知識の普及発達は、肥前佐賀藩の教育の産物であることは明らかである。西洋知識への関心は、藩が長崎御番を担当し、地理的にも長崎に隣接しており、長崎からの情報の入手も可能であったことから高まったのである。次に肥前佐賀藩の教育について考察してみよう。

(3)

「肥前佐賀藩の学問も其形体を整へたのは元禄以後であるけれど其精神は矢張藩祖直茂以来の趣旨を継承したものである」と評されるように佐賀の学風は、藩祖鍋島直茂の「二十一ヶ条の壁書」にその端緒を求められる。鍋島家の家訓であり、肥前佐賀藩士の士風の淵源とも考えられる「二十一ヶ条の壁書」は、

- 一、利発は分別の花。花咲き実成らさる類ひ多し。
- 一、諸芸は独達し難し。分別を加へざる時は却て身の難となる事多分。
- 一、以下の心をよく計り、その旨をもって上に至って校量し候はは、迦れ有りかたく候。
- 一、憲法は下輩の批判、道理の外に理あり。

一、下輩の言葉は助けて聞け。金は十中にある事分明。

一、子孫の祈禱は先祖の祭なり。

一、先祖の善悪は、子孫の請取手次第。

一、信心の心は掃除、人の心を破らざるやうに、祈禱は花の籬を。

一、身上の届けは昇り階上るやうに。

一、理非を糺す者は、人罰に落ちるなり。

一、大事の思案は軽くすへし。

一、諸事人より先にはかるへし。

一、諸事堪忍の事。

一、物毎書道廻れ候事。

一、隨占は運につき候間、差立て用み候はは大に廻れあるへし。

一、万事したるき事、十に七ツ悪し。

一、軍は敵の案に入らぬ様に覚悟すへし。透問をはかる時は勝利必定。

一、武篇は能忽そ、不断あるへからず。

一、上下に依らず、一度身命を捨てざる者には恥ぢす候。⁶⁸

一、人は下程骨折り候事能く知るへし。⁶⁸

というものであり、この精神を受けて石田一鼎が祖述潤色したものに、更に山本神右衛門常朝が自己の意見に従って述べたものを田代又左衛門陣基が筆録したのが「葉隠」であり、⁷⁰「佐喜特色の葉隠武士道の起源」⁷¹となったとされている。

「気違ひ」、「死狂ひ」、「曲者」という隠やかでない文字がしきりに出て来る、⁷²「葉隠」であり、佐賀出身の偉才であり、普通世人から葉隠主義の権化のやうにも目される大隈重信侯すら、「奇異なる書」、佐賀藩での「神聖伝す可らざる経典」⁷³と呼び、恰も佐賀藩に於ける因循姑息にし

「遠致館の周辺」

て強情窮屈な弊風の源泉の如く見做してゐる、『葉隠』は、佐賀独特の土風の一つの精神的な依り拠であつた。山本神右衛門常朝は「みな人は江戸に行くらん秋の暮」の一句を残しているが、古川哲史によれば、武士の町人化・女性化・余所風化という時代環境への警告書として『葉隠』を祖述しようと考へたと察せられるのであり、武士の土着を求めてやまむ心意気があふれていたのである。

『葉隠』主義は、その支柱に武士の土着を求め、余所風化といわれる、江戸風化、上方風化という都市の浮薄な風俗への同化を避け、佐賀の土風を、佐賀人の独特な気風（＝佐賀の藩風）を維持するため、藩の政策としての「二重鎖国」、すなわち、「隣藩と遮断し、相来往せず、通婚せず、移住せず、濫りに交易することをも禁じ、風俗知識を移入することをも禁戒したり。物産の余剰は法を設けて他に輸出するを許すことありと雖も、他よりの輸入は努めて之を抑制し、ひたすら交通の自由を断ちて藩の独立を堅固にすべく講ぜり」との藩治以来の政策が効を奏するのであり、將軍より長崎御番として長崎の鎖鑰を託され、異敵のために心を砕く、西国の雄藩として、比類なく強悍なる気風は「鍋島元氣」と称せられる勇武な気風を育んできた。

藩治以来の「二重鎖国」という政策は『葉隠』の中では

御家来としては、国学心懸くべきことなり。今時、国学目落しに相成り候。大意は、御家の根元を落ち着け、御先祖様方の御苦勞・御慈悲を以て、御長久の事を本づけ申すために候。剛忠様の御仁心・御武勇、利叟様の御善根・御信心にて、隆信様・日峯様御出現、その威力にて御家御長久、今が世迄、無双の御家にて候。今時の衆、斯様の義は唱へ失ひ、余所の仏を尊び候事、我等は一円落ち着き申さず候。釈迦も孔子も楠木も信玄も、終に龍造寺・鍋島に被官懸けられ候儀これなく候へば、当家の家風にかなひ申さざる事に候。如睦・甲冑共に御先祖様を崇め奉り、御指南を学び候て、上下共に相濟み申す事に候。その道々にては、その家々の本尊をこそ尊び申し候。御被官ならば余所の学門無用に候。国学得心の上にては、余の道も慰みに承るべき事に候。よく／＼了簡仕り候へば、国学にて不足の事、一事もこれなく候。

と、国学心懸けが、佐賀藩士の義務と位置づけられ、釈迦も孔子も楠木も信玄も龍造寺・鍋島に被官懸けられなかつたので、当鍋島家の家風にかなわぬと斥け、如睦・甲冑共に、戦火の中にあつても、平和な時も、国学に心懸けよと諭すのである。『葉隠』の中に、藩治以来の「二重鎖国」の政策が反映し、独善的ともいえる、国学尊重と家風崇拜となつて表現されている。『葉隠』の著者が、佐賀においても武士の町人化、女性化、余所風化の風潮が押し寄せて来るのに眉をひそめ、警鐘を鳴らす必要を感じつつあつた頃（『葉隠』は宝永七（一七一〇）年三月五日

に口述されたという⁸⁰。「宝永五年鬼丸聖堂内ニ藩士ノ学問所ヲ設ケ講堂ヲ天縦殿ト号ス。校名無之単ニ聖堂ト称ス⁸¹」とあるように、藩士の学問所が設けられている。だが、正徳三年（一七一三）十二月九日に、四代藩主丹後守吉茂は家老鍋島主水に対し

御先代御建立被成候聖堂の儀御家中之者共為学問候処及近年は諸人風俗悪敷利欲之事而已にて学問の沙汰も無之聖堂も大形に罷成由被聞召甚以不可然事候。依之右役其方之被仰付候条御家中之諸士学問に心を寄風俗もなをり於聖堂も弥物立候様に其心遣可被仕候。其方儀内々学問方にも心掛の由被聞食旁に付而右役被仰付候間以吟味了簡可相勤旨被仰出候也⁸²。

と、風俗悪敷利欲之事而已にてと歎かざるを得ず、諸士の向学心の欠落が聖堂も大形に罷成と途方に暮れ、家老直々に「聖堂心遣」を命じ、諸士の向学心の喚起を図るよう命じねばならず、更に五代藩主信濃守宗茂の治政下でも

享保十七年（一七三二）六月十一日鬼丸聖堂ノ儀御国中道芸ノ要場ニテ諸生日々経義ヲ講明イタシ上下ヲ教化シ風俗ヲ正シ政道ヲ輔ケ専ラ勸戒ヲ施スヘキ。御先代御家中ニモ毎度学問ヲ励ミ忠孝ヲ専ニスヘキ旨仰出サルトイヘ凡其志厚カラス。殊ニ百姓町人ナトハ出入サヘ用捨イタシ只今ノ通ニテハ勸学ノ御賢慮下ニ相違セス。此ニ因テ門人ノ内人才德行ヲ選ミ日々輪番ニ経書ヲ講釈セシメ勿論諸組並ニ百姓町人迄モ聴聞イタシ学風興起セシメ度由實松林左衛門ヨリ奏議スルノ旨諸役所ヨリ上聞ス。公聞召サレ弥上下ニ限ラス学問ヲ勤メ忠孝ニ励ミ政道ヲ輔翼セシムヘキノ旨仰出サル。御家中郷内山内津内町家マテ御触アリ。此時鍋島主水エ学問方頭人被仰付⁸³。

と、上下ヲ教化シ風俗ヲ正すために、学問ヲ励ミ忠孝ヲ専ニスベキために、士たる者に留らず百姓町人迄モ講釈ヲ聴聞させ、学風興起のために鍋島主水（家老）ニ学問方頭人ヲ被仰付ている。百姓町人への聴聞の承認は、士風のみならず藩風までもが藩主をして心寒き状況に追い込んでいたのであり、家老鍋島主水への「学問方頭人」の辞令は、藩をあげての風俗是正の姿勢を示そうとするものに他ならない。加之、安永九年（一七八〇）六月九日には「御警書」を発し

鬻座殿興以來文運闡揚人々革而候様相見候得共継躰燒管々不輟者微禄及幼冲輩而已にて世禄吏務等に預候者は抛鞭管不得令雲湊實に学事尊崇の志薄藉令雖列講筵風馬牛之如不相及退而盤樂怠傲無所不至田染之俗習依然たる事。右の通にては造士選挙の法甚難事候。就右相考候処邇來儒士医師之輩芸術を以て叨拔擢者過半草莽より起候。如此候得共本藩諸士憤惋奮起可致管候得共迄今傑出の者無之全是士風遊惰の所使然此儀寡人常々不堪慷慨義共候。何卒諸士輩此処を令顧慮文武の道致勉勵候様諸隊中よりも漸磨教導可仕候。尤洋宮總教諸大夫申付候得共鎮庄

誘掖にも可相成。猶政財兩大夫も戮力可然事⁽⁸⁴⁾

と、聖堂創設以来七十余年を経て漸く肥前佐賀藩の文運は高まってきたかに見られるが、熱心に学業に勤しむ者は微禄者と幼冲輩だけで、世禄吏務に預る者は学事尊崇の志薄く、無所不至旧染之俗習依然たる事と、町人化、女性化、余所風化の風潮が上層士族に顕著であり、佐賀独特の士風は衰え、時の勢いに流され、商品流通が盛んになる中で、華奢を求め、ために、造士選挙の法甚難事候と藩政を託すべき人材を選抜するところが困難となつてはいるが、儒士医師之輩芸術を以て叨拔擢者過半草莽より起候と聖堂の門戸が士族のみばかりでなく百姓町人にも開かれ、講積の聴聞が承認されていた（前出の享保十七年六月十一日の布達）ことから、百姓町人の中に学問に励むものあり、彼らの中から、学問熟達を条件とする儒士医師が生まれ、藩雇いの儒士医師の過半が百姓町人から選ばれるに至っていた。

既述のように、直正治下の天保二年（一八三一）九月の弘道館頭人及び当役への達に「新に役儀申付候者の義行状正敷文武相励候者令吟味可撰挙候⁽⁸⁵⁾」と、人材登庸の機能を託されるのであり、更に天保五年六月の布達に「御親類始着座中迄は重き職分の事候間猶相嗜若年の面々は彌以無怠惰出精有之候様總て前にも御沙汰被成置候通御政務に預り候職分柄に候得は就中文学を重に研究有之候様思召の旨被仰出候⁽⁸⁶⁾」と、重職に就くべき着座以上の者に対して厳しく「文武」への出精を求め、治政に当る者として、武ではなく文に、即ち政治道徳のための文学の研究を要求している。

八代藩主肥前守治茂の治下の安永九年の「御警書」は諸士に文武の道に勉勵することを求め、大夫に対しては聖堂での講釈を求め、行政上・財政上の戮力を要請しており、造士選挙の法として提示されている。この「御警書」に言う、行政上・財政上の戮力は、古賀精里に命じての弘道館の建設となり、全藩士の子弟を入学させる途を拓くのである。

弘道館は、翌天明元年に設立された。治茂は弘道館が建設されるや、自ら筆を執り、『弘道館記』を撰し

往昔有虞氏之帝於天下命契為司徒五教之叙蓋權輿乎斯焉。三代聖主迭興而庠序學校之設是先焉。僉所以明人倫也。夫玉仮琢方成器人竣学始知道。苟不知道則馬牛襟裾。故古之進士造士之科技偽擢傑莫不必繇于学矣。当是時道無異端人無異行⁽⁸⁷⁾。

と説き起こし、儒教による治政と学あるものの拔擢とが「道無異端人無異行」なき状況を生み出し、儒教による教化を「此教之所以伝万世而無弊也歟⁽⁸⁸⁾」と歴史的な位置づけを加え、漢唐宋明の学制に言及した上で、翻って我国の学制に及び

淳和勸学之諸院置明経友章曆算等博士及第曆試之制多倣諸華且聞黄徽公留学于唐婦嘗学舍於我肥。乃知諸州亦各設国学焉。熙文之化洋々盛矣哉。⁹⁰

と、我国の学制が中国に倣い、唐に留学した黄徽公が肥の国に学舎を建て、学問が中央ばかりでなく、僻邦といわれる両肥にも興り、盛んになったとしているが、その直後に

自保元以還武將擅權文教不振控弦持戟之夫往々藉父祖蔭茅土世襲日弗識一丁字。徒負俗智声色是耽奢侈。自奉於是儻倖進取者椰榆経術之士謂儒士亡益於国。⁹¹

と、保元以来の武家執政により学問・教育の不振を嘆き、領主の中に「弗識一丁字」とまで言われる完全な文盲があり、徒に奢侈に耽るばかりでなく、学問が「亡益於国」とまで言われるに至っていたとするが、

速神祖賤撥至運回復憲廟崇儒東都創学。而後備長肥薩水府米藩洋宮後先並起四方駸駸嚮化。若吾藩在梁廟時築杏壇西園宝里二区而后世重名教弦誦不廢。雖然距于今多歷年所頽壞隨之且以地稍僻士之朝夕焉者或盡之。於是寡人相攸于国都之中新勸学宮於青松街命曰弘道館。乃分文武諸科日鳩朝士大夫賢子弟課業將以勵風敦邦俗以明五教倫弘。先王之道邇恢祖業遠復黄徽先蹤也。⁹²

と聖堂および弘道館建設の由来を示し、弘道館では文武諸科を教え、士大夫からその子弟にまで課業することにより、佐賀の土風を教化し、以て邦俗を改善しようとし、

従是以往賢良俊髦可以供治国之用者繼踵比肩躋々踏々馳美於魯頌之化。⁹³
を願い

其規矩制度損益有序誘掖切劘考課有次拾級而升盈科而進日就月將緝熙有終使諸大夫国人皆有所矜式
および

貴戚列卿有位之輩誦節服儉惕勵典于学以先誘国人其勢猶之建瓴乎。⁹⁴
を期待している。賢良俊髦を登庸し、弘道館の規則＝制度＝考課等が国人の模範となり、国風が敦厚になること、更に、御親類・着座が率先して学に励み、国人を誘掖することを期待している。弘道館設立の由来は、右に見た「弘道館記」に見ることができるが、弘道館の学規は

一、弘道館被相建儀候御家中為御取立候得は不限老若稽古可有之候儀一体学問の儀は新不及申專君臣父子夫婦朋友其道筋を致吟味力行迄候。其致様の儀は聖賢の書に相備其道を実に承実に行心得候得は身心内外一言一動瑣細の事迄委規矩法則有之儀にて唯今新に於学館法度禁制等被相立にも不及候。乍去学問仕候ても実に承り実に行心得無之時は何の益も無之却て学問にて外向を飾り惰弱放逸の行に長し候様にも相成儀にて其通にては学館被相立候御趣意にも致違却甚非本意候事。

一、学館の朋友相互に己を正し礼讓忠実を以可被相交候。人才の長短等を論し或は御國家の御成法を誹判し我を是とし人を非とするは小人の振廻に候條老若幼年の人不別て可被相慎候事

一、自然朋友の内義理に不相当儀有之を致見聞其儘難罷在節は実意を以窃に論之過を改善道に趣しむべき事に候。俗又人より過を異見せられては随分辱聞受有過は則改之無れば則可加勉事候。然るに己か過を人の論するを聞ては自身に不省却て怒り怨み或は過あるを心を盡して告聞するの信なく蔭にて誹り笑など致候儀全交友の道にあらず候。学問の大益は過を改互に切磋琢磨致外無之別て学館長上の人などは朋友の過を告善道に可導儀に候。左様の義を怒り怨み候休の儀有之候ては学者の本意を失ふ儀候間此互り可被相心得事。

一、前條之通実に知行心得は自然と規矩法則等相立事候。一体法度禁制の儀は御國御定法有之義候得は唯今新敷一々戒置候不及候。尤当時太平日久敷上下衣食住の義分際にて過候儀多酒食の集會耳目の樂に隙を費財産を破り家業職分の吟味は薄様相成誠に歎ケ敷次第にて向後学友中申談随分悪衣を不恥遊山瓶水諸物好等の儀一切に相止今日の勤方と軍用不事欠様専身を修家を齊え何卒御國用に可相立儀可被心懸候事。

右之條々達御聽相達儀候條志を立聊無違乱様可被相守候以上

鍋島安房 鍋島大和⁹⁵⁾

と定め、弘道館を人材登庸のために建て、老若を問わず稽古を求め、君臣父子夫婦朋友の道筋を吟味力行する事を学問の目的とし、学問のすゝめ方として聖賢の書の書かれている事を学び、学んだ事を行動に移せることとし、人才の長短の論評、国法の誹判を戒め、過ちを改め、互に切磋琢磨することに学問の大益を見出し、修身齊家を心懸、国用に立つことを定めている。すなわち、修身齊家治国を目標とし、君臣父子夫婦朋友の道を学び、礼讓忠実を以て朋友と交際し、他人の長短の論評や国法の批判を戒め、互に切磋琢磨しながら、国のために貢献しうる人物の育成を図ろうとしている。儒教の教えを絶対視し、学問によって人材登庸を図ることが弘道館の建設の目的であり、奢侈に流れる土風を弘道館の

学規によって是正しようとしているのである。

士風を是正し、人材登庸を図りつつ、藩風の教化を目指す弘道館の建設も、佐賀藩独自の行政制度（世襲の着座以上の者のみが藩政の中枢に就くという制度）のためか、その効果を十全に挙げるには至らなかった。

こうした弘道館の、佐賀の教育状況から、古賀穀堂は、文化三年（一八〇六）十一月に「学制管見」の中で

泰国公の弘道館創立は有用の人材を養ひ、風俗を正しうし、政治の根本となす御趣意なり。創立の初は定詰（奇館）通学夥しく、式日講釈の出席人は館内に入りぬ程なりし由、いづれも事珍しく連拍子なりたれど、元来退屈の生じ易きものにて、泰平遊惰に流れしもの、簡様に六かしき事は難渋がり、数年の間に出席人も最前盛に無之、学問も記誦詞章に流れ、政務に疎く、役方選挙しても其効なく、却て今日有用の事は無学のものよりも不通なるもの多く、世の信仰漸々薄くなり、近年に至りては選挙も行はれず、世間にては学校は大国の手数までに建てられしものにて、今日の実用には立たぬものと心得、且は官途の念深く、何事に就ても役人になりたしと思ふに、学館のお試も手数ばかりにて、格別身の出世にはならぬと量見し、却て学問を誘ふ様になり、往々学問を止めて世流に変わるあり。近年は学館詰の人数も小身者、貧者、二三男、陪臣など僅になり、外生の童輩も身長ずれば廃学し、寺子屋同然になれり、残念の至なり。今は御代始にて諸人学館の興廢に目を著くるところ、学館に御成あって衆生一同自然に発起の心あり、学館の興隆も是時と見えたり。教職は文武兼備、才徳衆に超えて史籍に通達し、諸人の信仰するものありて、此衰弊を改むるを得べし、愚等未熟者の任にはあらざれど、已に命を辱うしたれば、心を尽して御趣意を貫徹せしめざるべからず。学校は緩かに人材を教育する所なるを、時人は只書を読習ふ場所と量見し、学問嫌の人は一向見向もせず、全体学館は国中の人を尽く教導する場所なれば、今の師家々々にて書籍を教へ、軍法を授け、槍術を稽古する如くに流々立て分るゝことなく、全国を一視し容れざるなく、邪辟妖妄は厳しく絶つべきなれど、門弟にするなどということは有まじきなり。斯く規模を廣大にして教を施すべきなれども、遊惰の風久しければ、自身より立志しては来るまじ、然れば御家中としては学問を為さねばならぬと厳法あるべし、それは刑罰を施すにはあらず、勤怠の吟味を詳密にして惰弱放逸のものは人中に顔を出されぬ様厳にするなり、よって選挙の道を正しうすること大肝要なり。

学館も先年まで選挙の型残りたれど、是は僅か内生の諸人より進むることにて果敢々々しからず。宗室大夫（親類）などは、国家の大政を議

すれば、性質器量の人なりとも、忠孝仁義の道を学ばるべきこと言ふを待たず。番頭、侍より手明鑑、足軽まで高下の差はあれど、一向道理の詮議をせず、生の儘にて奉公するは間落なる事なり。下賤微禄のものは生産の営みあれど、志深く器量なるは学問にて御立あるべし。先度の様に御親類に講習を命ぜらるゝなど不意にあれば、下人も大に励みあるべし、大夫以下番頭などにも斯様のこと折々ありたきなり。又御成の上にて詩文の題、時には作文などありて俄に呼出し御試みあり、格別宜しきは即座に御褒美などある時は、一統学に競ひ走らん、……⁽⁹⁷⁾

と、弘道館設立の趣旨を「有用の人材を養い、風俗を正し、政治の根本となす」と解明し、学校が緩やかに人材を教育する所であり、国中の人を尽く教導する所であるとし、家臣の教育を義務づけ、教育による人材登庸を肝要とし、不意にての講習や臨席の上での詩文の課題の提出、その成績良好なるものへの褒美の授与が家臣の向学心の刺激となる事を指摘するばかりでなく、更に

蛮学も当今江戸上方などに流行し、奇怪を好む人などの為す故に、世に異人と見做し、只慰み事と称ふれど、全くさにあらず、蘭学は和蘭の学にあらず、世界の事を窮むるなり、西洋諸国は天文、地理、器物、外科等唐土より精しきは諸人の知る所にて、治国の制度も面白く、経済の助になるべきなり。肥筑両藩は長崎に万国の抑へをなせば、蘭学人なくてはならず、筑前には蘭学の家ありて長崎の事に携はる由を聞く、さもあるべきことなり。先年オロシヤ渡来の時にても、誰も海路を定かに知るもの少く、万国の成形は皆江戸にて初て見たることにて、不信仰の人多しと聞けり。異国の様子は大概たりとも相知り居たし、他より蛮学のことを尋ねられ、一人も無きは欠点なり、長崎も近ければ、誰ぞ技倆の者を選びて稽古に遣さるべし。⁽⁹⁸⁾

と、蛮学を単に和蘭の学と位置づけるのではなく、世界、事を窮むる学とし、西洋諸国の学問が天文、地理、器物、外科学に優れ、治国制度も興味深いものであり、斯国の文物の摂取は経済的効果につながると考えられ、長崎御番を命ぜられている藩として、蘭学を学ぶために長崎へ留学させることを勧告している。

齊直襲封の直後に、齊直に提出された、この『学制管見』であるが、弘道館で養成された人材の登庸（文化四年の官吏選挙法改正によって登庸された人物は、教諭實松新助は吟味所付役に、教授古賀毅堂は御番方付役兼務に、微賤の中村成一を游槍（学館職）に抜擢⁽⁹⁹⁾、更に文化十一年（一八一四）六月の藩政府から「学館（＝弘道館）へ「人材選挙」の諮問があったためか、長尾東郭が御年寄相談役に任ぜられたのを筆頭に、大塚桂山は請役所付役に（文化十二年）、實松新助は銀方兼務に、中村成一は士籍に列せられ、手明鑑になり、国学助教に抜擢され（文化

十三年)、成富士兵衛は大目付、長崎仕組方相談役に任じられた¹⁰⁰、弘道館での良好なる学業成績が官途を拓くことにはなったが、『学制管見』が提示した諸改革案は、弘道館の規模拡張等を必要とし、藩財政窮乏のため、実現には至らず、直正治政下の「天保改革」の中で日の目を見るに至ったのである。

反面、『学制管見』の提案した、蛮学の摂取は、肥前佐賀藩が「長崎御番」を担当した文化五年(一八〇八)に「フェートン号事件」が勃発し、藩主斉直が幕府から謹慎を命ぜられたことにあらわれるように、長崎警備を怠り、それとともに異国文化の摂取には無関心であり、佐賀での蘭学は抬頭するには至らなかった。

天保元年(一八三〇)に襲封した直正は、五月、弘道館に臨席し、

学館の儀一統出席改て不能申諸生取立の義忠孝の志厚文武相励御国用相立候人才出来候様専可心懸旨被仰出¹⁰¹

との書付と教職に渡し、弘道館での、忠孝の志の厚い、国用に立つべき人材の育成を望み、翌二年二月には弘道館頭人に対し

弘道館の儀泰国院(肥前守治茂法名)様厚被為尽御賢慮御草創為被成置義に候得共未以猶又連綿御用立候人才出来候様文武の修行専一相嗜無懈怠出精就中国政に預り候者の儀は古今に涉り大理を明め候様真実心掛御家中一統格別相励候様旁懇に心遣可有之旨精々御沙汰被為候¹⁰²

と布達し、国政に預る着座以上の者に対し、特に大理を窮める事を求めるとともに、人材育成を中広く行なうよう求めており、同年九月に再度、弘道館頭人と当役に布達する。

家中一統文武の稽古相励候様の儀は当春具に中間置候。愈無怠慢様尽心遣義に勿論に候。且又諸役人選挙尤肝要の事に候。一体文武の修行を柱礎とし夫より官途に相進候通無之ては假令天性伶俐の者たり共孰れ文武練磨不致候ては事理に疎く治国安民の道は不及申一官一事の儀も邪欲偏見に濟易く実用不相立事に候。就少年の輩文武を稽古者大形に差置官途奔競の風俗等有之候ては不宜事候條以来新に役儀申付候者の義行状正數文武相励候者令吟味可撰挙候。勤職之依賢不肖国務の興衰相懸事にて此撰至て大切の義に候得は是迄連も疎有之間敷候得共猶又前断の旨趣専一に差含候。能々吟味尤に候事¹⁰³。

諸役文選挙最も肝要の事とし、文武の修行を柱礎としての官途に進むことにより治国安民が可能であるとした上で、新たに役務を命ぜられる者が、文武に秀で、品行正しい者であることが確認された後に選任されるべきであるとして、人物の確認、推挙を弘道館頭人および当役にゆだね

ている。

天保五年（一八三四）六月には、文学・武芸の試験、稽古道場に関して以下の様な布達が出された。

一、会試の儀諸道場相伝熟達の内格別出精の者文武共毎年別段相試可申候事

一、文武師家の義向後可成丈は打寄道場引分けの義は不相叶且又以来新規の師家達出候節は相試業前其外相当の人柄候半者被仰付候様の事。

一、文武為稽古他邦之被越度願出候者は日録免状相伝等相済居候者業前相試兼ての出精心懸等調子合（マ・ヤ）の上被差免左候て帰着の上も不閑業前相

試格別稽古の際相願候者は其時々御褒賞をも被仰付候事

一、文武出席度数調子の義出席無席の分精敷組分を以取調子申上候様去々年御改正相成就ては壮年の者打続無席又は少席の者は名元書抜相意

候訳合の義調子合（マ・ヤ）又別て小身貧窮の者は勿論志厚出精の者は是又取調達書候半者乍兩条御褒貶の御沙汰相成度候事。

一、騎射会試の儀是迄は数年替々相試候得共以来は毎年相試且又火矢石火矢は三ヶ年に一度水練者隔年に相試候方に可有御座。尤火術水練者

入費の節多候付志有之候者も繁々の稽古相整兼候由勿論是迄相試候節は御簡玉鉛等は拝借被差出来候得共猶又御助力をも被渡下候事

一、砲術の義是迄数年替に会試内試之無差別相試候處自余武芸同様会試内試隔年相試候事

御家中文武御勤の義に付此節猶又遂吟味候次第被聞召候廉々伺通被仰出候。就ては御親類始着座中迄は重き職分の事候間猶相嗜若年の面々は彌以無怠惰出精有之候様總て前にも御沙汰被成置候通御政務に預り候職分柄に候得は就中文学を重に研究有之候様思召の旨被仰出候。（四）

この布達では、諸道場での相伝熟達の者に対し、会試を行ない、文武の師家は道場引分けの節は師家になれず、新しい師家は人格も師家たるにふさわしいものであることが求められ、他国への文武の修行は日録・免状・相伝などを受けたもので試験を行ない、平常の心掛け等を調査の上、許可し、帰国後も修行の成果を試験し、成績良好に対し褒賞を与えるなど、修行の成果を節目節目で厳しく吟味するとともに、騎射、砲術等の会試の回数を増やしている。他方平常の稽古での出欠を委しく調べ、壮年の学業怠慢学生に対しては、その理由を質し、時には貶黜という手段さえ示している。これとともに小身貧窮の厚志の者に対して褒賞を与えるなど奨学の方途を打出している。その上、布達の末尾には、政務に携わる着座以上の者に対する文武の修行を強く要求し、壮年者の修行に対して厳しい態度で臨むのと同じく、怠慢を戒め、職分上、政治倫理に深くかかわる、文学の研究を要求している。

同じ天保五年に穀堂が「学制管見」で要求した、医学校が創建された。医学校創建に際して

医学寮被相立取立の儀、向丸御医師の内より兼帯扱又学館教職より懸合御遣判為御試米拾石被差出度旨請役所より伺之通。

と請役所の中請した、遣料十石、教職者は弘道館教職者と二ノ丸・三ノ丸御医師から派遣されることとしているし、穀堂自身も十月の開講に際して講義をなすが、西洋医術の潮流に接するまでは、さしたる発展を見なかつたという。その教育効果はさておき、医学校が開設されたことは藩政府が医学の体系的・組織的教授に着眼したことは評価に価するし、ましてや藩財政が潤沢でなく、弘道館の遣料さえ、司庫諸手数に定められた二百二十石を賄えず、半ば恒常的に減額を余儀なくされた中での医学校の設立であり、藩内での名医を需める動きに藩政府が敏感に対応したものと考えられる。医学校建設が刺激したのか、家学の者であるが、内科に西岡長垣、牧春榮、吉賀安道、福地道林、外科に納富富春（町医）、産科に北島泰順（町医）らが輩出した。

直正を筆頭とする改革派の勢力が揺ぐことなき地歩を確めたのは既述のように、天保六年（一八三五）五月十日の佐賀城二ノ丸焼失を契機にしてのことであり、直正治政下といえども、天保五年までの弘道館の改革は、改革派としての教育政策が円滑に進捗したとは思われない。

佐賀城二ノ丸焼失のわずか前の天保六年四月九日に

文武御勤の義御代始以来毎々厚被仰出武芸熟達の者は相応有之候得共文学の方其際不相見畢竟出精の者稀成所にて可有之。總て重職分は不及申上柄相応の者は段々重勤向をも被仰付候。付ては就中文学重に心懸義理致発明候通無之て不相叶旨各え被仰聞候。就ては何れとか遂吟味追々可被申上被思召候得共先以着座扱又侍相応の身上の者三四十人程人柄相撰相談一際致出精候様其外一統共若年の面々成丈差線出席候通取計候様各え可相談旨但右の末当役より御年寄迄申談候は着座定詰可及難渡通ひ稽古被成置度旨に付御内々申上候處御政務筋相預身分修己治人之道治乱興廢之迹不相弁候ては不相済に付被仰出候處右様難渡等申立候は執政如何の心得候哉。泰盛院（初代藩主勝茂）殿御書物にも文道不覺ては武道なるましき旨其外猶御沙汰被為在候。

との「文武出精を求める令達」を出し、文武への出精を求め、就中、政務を担当する、着座以上の者に対し、初代藩主の「文道不覺ては武道なるまし」との文言を引合に、執政の心得として、文学に勤しむことを要求し、単に通学での修業は不充分として、定詰の上での修行を要求し、改革派の政治理念の藩政中枢部への浸透を執拗に求めており、同年六月には更に

着座侍学館定詰五十人被仰付年限二ヶ年相満候上又々仰付⁽¹¹²⁾

と、定詰の年限、定員を明示し、着座・侍の文武への出精を寄宿という形態で求めている。天保六年六月二十五日に牟田口藤右衛門が学館教導方に任せられているのをはじめ、当時弘道館の教職を新たに命じられたのは、学館教授心遣に古賀穀堂、学館教諭に永山十兵衛⁽¹¹³⁾という、直正側の改革派の面々が任命されており、直正らの政治理念が、文学教授の名をもって、藩政を担う着座・侍に注入されたことは明かである。

前藩主齊直の後見を廃し、名実ともに、藩政を掌中に収めた直正は、天保八年三月九日、「文武を督励」する書付を与える。

大組頭重任の義は改めて申聞くるに及ばず候、然る処泰平久しく、軍国の大事も自然と差競はざる事の様に心得て、武備操練等の仕組迄疎かになりては以ての外に候。総じて国家は家中一統下々まで、十五組の大組頭に總括せしむる事なれば、面々覚悟の深淺によりて、組中一般の風儀厚薄に閑はる義に候へば、自身は勿論、組中の者、忠孝文武を励まし、義勇廉介の風行はれ、如睦の勤向は言に及ばず、自然異変差起りたる節は、早速駈合相成候様に心遣ふ義は諸組の持前にて、別して重き事柄に候處、間には左迄担当の誠意なき向等は無之や、甚だ心得違の事に候條、篤と職掌の趣意に本づいて、武備及び平日の心得まで、組中の以下々々に至るまで懇々申談し行届く様、屹度其取計可有之候、努々疎漫の心得あるべからず候也⁽¹¹⁴⁾。

この直正の、藩士に対する心構への論告を承け、大組頭の面々は

御家中風俗御引起之義、専大組頭心懸之厚薄に相懸り候に付、精神を尽し差引可有之候得共、従來の積弊は並々之事にては行届間敷、就ては御書物之旨も有之、大組頭之義兼て重任之事に候へば、以來左の通被仰付義候事。

一、組内之法令は勿論、教導者不相用体の人は、於組内吟味之上、請役所に申し達し、軽重に随ひ、上より御沙汰可相成、尤も一通り輕き事に候はば、於組内用捨等も申込相成候様被取計、左候て其段は請役所へ被相達候様之事。

附役方等致し候人の内にも、左而巳繁務にも無之、随分繰合出来候向も勤向を申立、組内達事、講釈其外欠席勝の人は、是又達出相成候半者、退役等も可被仰付義に候事。

一、諸組取締の義一齊に可被相行候處、自然大組頭の見込区々に有之、不屈合義等有之候て不相叶に付ては、大組頭中月兩度程式日相立、昼四ツ時揃切於御城中談相成候様之事。

一、当節御取締の御趣意、則今より組合被申論、御用立候人数多出来、其外急に行届候様、方、其詮も不相願向は、吟味之上御褒貶之御沙汰に可被及義に候條、其心得相成候様之事^四。

と、組内諸士に申渡している。この布達は、これまで肥前佐賀藩の奨学勸告が、主として着座以上の上級武士を対象としていたのに対し、「大組頭から組内諸士」への布達であり、勸学の対象とされるのは組内諸士であり、中下級の士族が対象であり、単に勸学にとどまらず、怠学のものに対しては退役を仰付るなど処分をちらつかせているのであり、強制的なものであった事は明らかである。また各大組頭の思惑もあり、組毎に組内諸士への処分が異なる事もあり、それを回避するために、月に二度程度、立合をし、諸士への処分を城内で協議するなど、各組諸士の逸脱行動（「非行」）を取締り、そのことで士風を高めようとしていることである。この取締の対象として、役務にある者の怠学を数えている。天保八年に献米制とともに役米制が改正され、献米制における勤休差の解消と役米の増額がなされる事を考えると士風是正のために藩政府が遮二無二に邁進しているといえよう。

翌天保九年には、弘道館にも部り日付を置き、十一月二十七日には

文武御勤めの義は先年来漸々仰出され、就中御側に勤むる人々は御趣意を敬承し奉り忠孝の筋は勿論、芸術の筋も殊更出精致さずしては叶はざるに、間にはさまで心懸なき人も有之やに相聞え候。是によって壯年の人は今より以後屹度志を起して御膝下に在る際の相立つ様に勉勵するは申すに及ばざる事に候。若し是後も不心懸の人あらば、已を得ず御差線に相成る義に候間、此旨を懇ろに申聞する様に^四。

という「督学の論達」を出して、御側に仕える者の文武への出精を促し、直正への忠誠を特技によって果すよう求めている。

学問を重視し、武芸を尊ぶ、直正の姿勢は天保十一年には、弘道館拡張として結実する。

弘道館は天明元年（一七八一）の創建時には、校内に内生寮と称される寄宿所、年長者の通学所たる拡充局および少年の通学所の蒙養舎の三施設を置いていたが、寛政元年（一七八九）には少年の通学所が建増しされ九思堂と命名されていた。この他に、天明年間には片田江堅小路に修業館なる、少年の通学所が設けられていた。^四蒙養舎、九思堂、修業館では、教職一人を居住させ、家塾のように少年を教導させ、句読を教えていた。校費少額、校舎狭隘のもとにあっても、少年の通学も多くなり、壯年に対しては、士風是正のために勸学を繰り返し論達してもあり、校舎の拡張と校費増額が不可欠になったのである。校舎の拡張後、拡充局、内生寮、外生寮（蒙養舎と称し、従前の蒙養舎、九思堂、修業館を

合併したもの）の他に劍槍及び柔術の武芸場および調馬所を併せ持つこととなった。⁽¹¹⁸⁾

新学館開講に際して、直正は

文武を励し忠孝を尽し候儀は日峰（一鍋島直茂、初代藩主勝茂の父）様以来御代々御躬行之餘如形御教令被為在候。就中其梁院（正しくは玄梁院）三代藩主綱茂）様泰国院（八代藩主治茂）様聖堂御崇信被成聖堂学館等夫々に御構當御勸誡の御趣意は御記文並御副書の旨も有之我等家督以来御代々の思召を継承し夙夜勞心思候得共師先の徳薄く隆盛の効相見兼候。依之今般猶又令思惟弘道館改築文学武術共館内にて稽古候様申付儀候條親類家老を始家中一統御代々の御趣意得と落着壯年の者は館内を以住所と心得真実に文武の修行致し供国用候心懸不能中候。一体忠孝は天然固有之徳に基き候得共世道澆季に趣き末俗之習弊不少儀に付（朝聞）夕可之志押立吃度練磨無之候ては自得之場に至り難く報と布達した。文武の修行とも弘道館々内で行なえる施設を設置し、壮年に対しては定詰での修行を当然と位置づけ内生寮を拡充し、報国尽忠の心構をもつ、国家の用になりうる藩士の養成所としての弘道館を作り上げた。文武相兼の修行所の建設が古昔無双の家風、国風を回復させる方途と見ているのである。

弘道館拡張の年に、直正は西洋式火術採用を公表している。一方で儒学を奨励し、軍事・治安に当る者として、家臣に敵愾心を鼓舞し、攘夷海防に当りうる力を肥前佐賀一藩だけでももちうる火力の充実を構想している。（前節で西洋火術採用の経緯については触れた）直正一改革派は弘道館を基盤にその勢力を拡大してきたが、古賀穀堂をブレイクに、井内傳右衛門、永山十兵衛が側近として、直正らを補佐してきたが、井内、永山の両名は弘道館で教鞭を執る事久しく、傑出せる弟子も輩出してきた。その内、特筆すべきは増田忠八郎である。海軍所創設など後の藩政に少なからぬ影響を与える彼は、水戸遊学を命ぜられ、国学を研鑽し、水戸の学風に親炙したが、帰着後、奥小姓となり、学事並西洋知識輸入に当り、また命ぜられて、本朝史上の船舶の研究を行ない、嘉永六年に『船考』を著わしている。その序文には

虜既挾火船大砲、狂瀾怒濤視如平砥、金城鉄壁亦屈粉糝則視我粗船拙砲、不為痴則為愚、痴愚遇我、虐喝輕蔑何所不至、及今不変船製、則將無免侮慢之日矣、陰剝之極、來復之幾、実在今日……⁽¹²⁰⁾

とあり、沈着冷静に彼我の船砲の差を見極め、彼国からの技術習得が今日的課題であることを直視している。

遊学を命ぜられ、奥小姓に任ぜられ、直正の頭脳として政策立案に与するに至る増田忠八郎の如き人物を生むに至る、弘道館は、拡張に伴い、造料を天保十二年から米千石に定められ、施設の充実、人員の増大に相当する財政をもつ手筈が整えられる（尤も註(109)で見たように弘道館造料は、米七〇〇石（弘化二年と嘉永元年）、米六五〇石十正銀七貫（安政二年）が最高額であり、定の通りに執行された事はない）。翌天保十三年には文武勲奨に關して、其人の身分による芸術の選択および等級が示されている。その内容は、

一、家中一統学問を心掛け、忠孝之道筋可致会得候。

一、侍以上者槍劍の内一術者は非致熟練候様、将又弓馬、砲術、柔術、居合、水練等余力次第可致練習候。

一、手明鑑者劍術を重に致稽古、其外も余力次第可心懸候。

一、歩行之者砲術、新歩行者弓術を主芸与致し、兼て劍術可心懸候。

一、足輕者其組々之主芸を熟し劍術可心欽候。

一、足輕、小道具之者、仲間等供方相勤候者劍術、柔術、水練等可心懸候。

であり、肥前佐賀藩特有の〔I〕因老、〔II〕御親類同格・連判・加判、〔III〕着座、〔IV〕准着座、〔V〕物頭、〔VI〕士、〔VII〕手明鑑という「身格の階級」と手明鑑の下層にランクされる足輕など、身格により修行すべき武芸が定められ、士以上については槍劍いずれか一方に熟練することを求めているが、手明鑑以下については主として〇〇を稽古すべしと定め、武芸への熟達は要求してはいない。軍役上の配慮からであろうが、身格、所属組により武芸を指定し、個性を考慮に入れない点は、手明鑑以下の者を武士たりと見做さず、単なる「鉄砲玉」たいしは「防壁」としてしか位置づけられなかったことのあらわれであろう。

天保七年九月に、直正の師傳であり、弘道館教授、年寄相談役、年寄を歴任し、直正の襲封後は、直正のブレイクとして、藩政改革を進捗させてきた、古賀穀堂が没し、永山十兵衛も弘化二年に、井内傳右衛門も弘化三年に身罷り、直正側近として、藩政改革に当たった人々では牟田口藤右衛門一人を残すのみとなり、牟田口を年寄に昇任させ、新たに藩政を託しうる人材を任用する必要におそわれた。

直正が、古賀穀堂らに代えて任用したのは、長崎警備を増強する任務を担い、西洋火術の採用・訓練などに当たった田中半右衛門、財政担当者として中村彦之丞、弘道館担当の文武心遣には池田半九郎らであった。この三人のうち、中村は直正の初政以来理財を担当してきた「生え抜

き」の改革派であるが、天保十三年の「別段銀之内当有金七千貳百兩余」の急拠ふりかえ支出」に因る人事更迭で「役方勤めに及ばず」の処分を受けるが、テクノクライトとしての力量を買われ、まもなく復職し、ここに至って財政担当者として側近に召されたのであり、他方、田中と池田の兩人は、この人事更迭によって登用されたのである。田中は手明鑑頭として昇任昇格し、請役相談役から財務担当者に転ぜられたのであり、池田は請役相談役となり寺社方となり、次いで町方を担当した。田中は西洋学の知識もあり、ことここに至って軍備拡張の担当者となり、池田は学館担当者として、士風の是正につとめるとともに、定められた芸術を習得すべく、士等を監督指導した。

直正初政以来の側近グループが漸々と勢力を強め、藩政の実権を把握し、「改革理念」が藩の政策として実行に移されたが、天保十三年の「郷村救済」を以ての「別段銀之内当有金七千貳百兩余」の急拠の振替支出という対応のように、郷村窮民の一揆的暴動を怖れるあまり、「郷村之弊害」に対する抜本的対策を講じえず、目先の「救済」に走ってしまった。彼らが領主層の精鋭であって、政治理念を理解し、トータルな見方ではそれを推進しえても、重大な局面に出合うや、事態を正解に把握し、的確に対処しうる能吏ではなく、局面に対応できる能力をもつ、専門家の抜擢が、天保十三年の鍋島安房らの彌縫策の採用を契機に、断行されたのである。天保十三年に、永山十兵衛が側目付から参政に抜擢され、永山を中心に多端な「郷村之弊害」の除去のため、同年八月、「郷村農業の者共近年及零落打追ひ為致候ては不容易振合にも移可申」として、農民の相对借銀・小作料・講銀の十カ年間利止め返済猶予を布達し、さらに十二月は「加地子猶予令」が施行された。⁽¹²³⁾「加地子猶予令」は、肥前佐賀藩独自の制度である。「均田制」の直接の発端となったものであり、時勢が、テクノクライトの抜擢を要求し、直正改革派の藩政の下での「人材登庸」の着実な前進が、テクノクライトの抜擢を可能にしたといえよう。弘化三年の人事更迭は、テクノクライトの抜擢で、世代交代を円滑にすゝめるといふ点から断行された。

目を転じて、教学制度について論をすゝめよう。嘉永三年（一八五〇）八月、「課業制」の布達が出される。布達は左の通りである。

御家中文武稽古方に付て今般左の通課業被相定候間二十五歳迄に右の課業相濟候通則今より人々一際勉励出精有之様乍其上も右課業不相遂面々は無據出米の被及御沙汰儀候。右課業の段取等左の通被仰付儀候

文学独看、劍槍問免状、右者着席以下侍三十石迄。

文学出精昇達、劍槍問目録、右者侍三十石以下手明鑑迄。

- 一、文学武芸にて一家を立候程の人は其一筋研究有之候様之事。
 - 一、病身等にて課業出来兼候人は文学一篇にて御取調有之儀候事。
 - 一、出来之段取迫て被相違儀候事。
 - 一、免状相伝は相済候ても独看に不相至或は独看には相成候ても免状不相済向は前条出来の半高被相懸候事。
 - 一、課業相済候ても四拾歳以下之人々少席無席にて怠勝有之候人は出来被相懸義に候事。
 - 一、右課業不相済内之人は不依何事役方不被仰付義に候事。
 - 一、課業は相済候ても役方の儀は二拾六歳より被仰付義に候事。
 - 一、直代貳拾五歳迄倍又部屋住の人文武共怠惰に打過候人は別段御沙汰相成候事。
- 右之出来の儀向卯年（安政二年八一八五五）より御沙汰相成候事。

別紙文武課業之廉々被相済候書取

- 一、四拾歳以上之人は是迄出席数之御調も無之に付当戊（嘉永三年）四拾歳以上之面々は課業之御取調且出来の御沙汰に不及儀に候事。
- 一、当戊三拾六歳より以上之人は向卯年四拾歳以上に相成候に付夫迄の内課業一事を遂候半は出来の御沙汰無之義候事但本文一事も不明濟人は出来の半高被相懸候事。

一、役人の内四拾歳に不相滿課業不相遂人も問々は可有之右に出来被相懸候儀も如何に付出米の義は被相除是迄勤來の人には何れも課業可相済心得を以文武相励候様尚又頭々より急度相違相成候様之事。

布達の前文は、二十五歳迄に、三十石以上の侍には、文学独看、劍槍という武芸での免状の状況に、三〇石以下手明鎧までの者には文学出精昇達、劍槍の武芸での目録の状況に到達する事を求め、達しない場合には、家禄の一部（20%）を控除し、また第六項に規定する「右課業不相内之人は不依何事役方不被仰付義に候事」とを考え合わせれば、大隈重信の評するように「明清の登科及第法よりも厳酷なるもの」と位置づけられるのが当を得ている。この布達での「独看」、「出精昇達」は、学業の到達度を示すものであり、武芸における「免許」、「目録」に相当するものである。弘道館の「教則」に

大学論語孟子中庸詩経書経易経是ヲ小学日上生ノ素読トシ順序ノ通り授之。礼記国語左伝等ヲ始メ和漢ノ歴史是ヲ独り読トス。小学孟子論語大学歴史右講義済ヲ出精昇達トス。詩経書経中庸易経歴史右講義済ヲ独看トス。尤易経ハ独看達シノ上議義之。素読ハ指南役執法授之、講義ハ教授助教論司之。尤小学ヨリ論語迄ハ指南役ヨリモ是ヲ司ルヲ得。⁽¹²⁷⁾

とあり、素読、独り読の後の、「小学」、「孟子」、「論語」、「大学」及び和漢の歴史の講義を受け、相応の成績を得た者が、出精昇達の認定を受け、更に「詩経」、「書経」、「中庸」、「易経」、和漢の歴史の議義を受け、試験に合格した者に、独看の称を与えるものとしているが、但書風に「尤易経ハ独看達シノ上講義之」とあるので、試験の対象とされなかったと考えるのが妥当である。

素読の段階での指導者は、指南役、執法と定められているが、主として執法が指導に当り（マン・ツィ・マン方式の指導で、素読を受ける蒙養舎へ通学する児童一人に対して一人の執法が割り当てられたという）、指南役は、返読という、素読の進み具合の点検を担当した。執法は、内生寮に在任する独看に認定された卒業生から助手として任ぜられたものであり、⁽¹²⁸⁾一方で講義を受けながら、他方で幼童の素読、習字の指導に当たっていた。

講義の担当者は、教授、助教、教諭とされているが、スタッフの不足のため、「小学」、「孟子」および「論語」については指南役にも講義を担当している。

十二歳以上になって、「小学句読義詳解」を教科書にしての、教員（教授、助教、教諭）からの会読の授業を受け、十六歳までは「孟子」、「論語」の講義を受けるのみであり、十六歳に達し、元服をおえると、内生寮に寄宿できるようになり、指南役から「小学」、「孟子」、「論語」の会読の指導を受け、成績良好ならば、学館教育職（教授、助教、教諭）の監督の下で、「大学」、「詩経」、「書経」、「中庸」の会読を受けることとなっていた。「大学」、「詩経」、「書経」、「中庸」の会読での成績良好なる者が、「独看」に認定され、更に、「易経」、「春秋」、「三礼」に進む。⁽¹²⁹⁾

右のような教育課程の下で、「出精昇達」、「独看」は、元服の後の、内生寮生としての講義（主として会読）での良好な成績を要求するものであり、素読、講義、会読と繰り返し学習された、基本的な漢籍への知識を吟味するものであって、藩政の機構に与かる者としての教養を、儒学の聖典に求めるものであった。但し、講義を受ける期間が、十六歳から始まるとはいえ、講義の回数が十分でなく、その時間も已上刻から未上刻までと、四時間としており、学館の教職スタッフが、教授一、助教一、教諭五、指南役十に対し、嘉永四年には外生寮生徒が六百余人にも

達し、他に内生寮生徒も凡そ二百人を数えるのであり、講義、会読の合数は、講義、会読すべき教科書も定められていた事もあり、十全に保障する事が困難であり、「独看」に達するまでの期間を内生寮への入寮以後十年間と長期間にさせているものと考えられる。直正はこの課業法の施行に際して

人壽は古来から五十をもって準口とされてゐる。然るにその半ばを過ぎてもなほ書籍に耽り、その間歲月を空うして、世上有用の器となる能はぬものは、まことに人間の冥利に盡きたるもので、志ある男児の恥づべきことである。殊に方今世情急迫し、人材を要する焦眉の折柄であるに、座してただ書を読むがときは尤も然るべからずと思ふ。よって今後藩中の子弟たるもの、学校の修業を二十五歳をもって限りとすべし。但し文武とも、この一筋によりて一生を捧げんと願ふものは、別に申出べきである。有司僉議の上、宜しくこれを取計へ。

と、人生五十年の下で、前半は教育期間とし、後半は、奉公の期間とし、役務に就くべき者であるとし、役務に当るべき者の教養として、儒学の基礎的知識としての「独看」ないしは「出精昇達」に相当する学力を求めているのである。

「課業法」の範圍から医師は除外されていたが、良医を育成するため、翌四年二月に「医師之御達」が出された。

(マツ)

医師の儀に付ては前々より委細被出候次第も有之。人命を預り大切の業柄にて格別の良医致出来候通無之て不叶義に付術方功拙に依り家督等の吟味相成候様との儀は御印帳御書載の旨も有之候付医師の義向後家業未熟の間は組かへに被召置段々熟達の上組付等左之通被仰付儀候條各手の面々一際奮発いたし術方熟達相成候様懇々可被相達候。

一、医師の儀一般組かへ被召成右与かへの間は相統米被渡下儀に候事。

一、右の内業前段々相熟手広療治迄もいたし候人は組付被仰付本地の半高被渡下儀に候事。

一、術方練熟御起にも被仰付候へは本地全く被渡下儀に候事。

一、御子様方御付医師の義も御起同様被仰付儀に候事。

一、御起并御子様方御付医師人数の外格別熟達の人出来候節は御医師並に被仰付義に候事付り本文の通被仰付候上は御医師同様元々の通本地被渡下義に候事。

一、医学寮被相建右場所に於て医生試業等被仰付義に候。尤も心遣の義は御医師中被仰付番宅の義誰は人柄被相撰被仰付義に候。医生取立の

義も打迫の通家塾にて取立候様被仰付義に候事付り本文医学寮相建候付右場所にて引痘をもいたし候様被仰付義に候事（天保五年医学寮被相建候義前書面に有之候通り候處此節又々本文の義有之候訳不相分）

一、御直の医師は勿論陪臣又は無扶持のものたり共於医学寮に試業相成格昇達の者えは開業差免候證文医学寮心遣中より差出相成候様左候て右名書学館え差出学館より請役所相達学館御目付より此段申上相成候様被仰付義に候事付り陪臣又は無扶持の者は請役所相達候迄にて申上には不相及候事。

一、医生取立に付て開業免札書面の義は吟味伺出相成候様の事。

一、開業免し無之人は療治不相叶義に候條右手ノの義其懸り々々にて相整候様の事。

一、医生に無之向致療治候者則今より吃度取止相成候様の事。

一、部屋住の人医業一際熟達御匙其外組付等被仰付候半て不叶人は其親組付被仰付知行切米等の御渡振も悴家業熟達次第自余同様被仰付義に候事。

一、勤來の御匙偕又御子様方御付医師の義は打迫の通被仰付置候事付り是迄勤來の人病氣或は勤揚り等にて休息相成候共御医師並に被仰付義に候事。⁽¹³¹⁾

この「医師え之御達」は、①術方巧拙に依り家督等の吟味相成候様との御印帳御書載の趣旨による、②（医師は）通常の士と異なりて自家に学術を伝へて治療をなすものなれば、文武の業に励む義務はなかりき、③（直正）公の学問教育の奨励に誘はれ、城下有力の医師は子弟を学館に入れて普通学を卒へしめ、其後に自家の医業を研究せしむに至りたれど、その家族の節儉は諸士よりも寛なりしたため、世の父母をして、娘を氣樂に嫁せしめんには医師を選めといはしむるほどに遊惰なるものと見做されたり。この風潮を是正する必要があった。④海外形勢の迫り來れる今日にありて、西洋の学芸を首に誘致したるは実に西洋医学なり。今や火術機械を彼より採用するの必要に迫られたりしが、長崎には築保を為し、⁽¹³²⁾佐嘉には大砲を鑄、彈藥を製して、銃陣を練習する等、其研究には蘭学を起す必要あるととも、其科学を誘ひ得るものは医師の外にはなかりしかば、前に創めたる医学校を更に改善し、并せて蘭学を創めんと欲したりしとも、一方には良医を揚んとして、無能の医家を排斥せられたる理由で、⁽¹³³⁾組かへの相続米渡りとなった。「御達」の第二項から第五項までは組かへに配属された医師の技倆進捗による昇進を定めるもので

あり、第六項の試業により、第五項までの昇進が、更に開業の免許授与（第七項）がなされ、開業免許なき者、医生以外の療治を禁じ（第九項、第十項）等を定めているが、家禄でなく術方の巧拙により医師の序列階級を、組かへ、組付、御匙、御子様方御付御医師、御医師並、御医師と定められている。良医の養成を試業と熟練とに求め、名実ともに「良医」になるため、熟練を重ね、勉学を積む事が不可欠になった。更に、嘉永四年四月には

医師の儀に付ては先般委細被仰達置候得共尚又御吟味の次第有之。左に書載の通被仰付義に候條此段筋々可被相違候。

一、当時遊学相願江戸其外罷出居候人の義は最前相違被置候医業熟達の上被差出候人同様遊学の義被仰付義に候事。

一、業前等段々相熟手広療治をもいたし候人は組付被仰付本地の半高被渡下義候処右様手広家業をもいたし候向は門弟取立を始其外内分雜費の筋も可有之に付五拾石迄は取納高の七部五十石以下四十石迄は同七部半四拾石以下は同八部丈被渡下義に候事。

一、貳拾石以下の人々は別て小身の義にて一般同様相続米丈被渡下候ては医術稽古方不相任通にては不相叶に付稽古料被差当御切米貳拾石以下の人々は為補取納高相満候丈充被渡下義に候事付り本文貳拾石以下の人々別段御手を被相付候。付ては本身の向相続米に相成候てより取納高御切米貳拾石の内より相減候人の義貳拾石の人取納高に相満候丈補被差出儀に候事。

一、前條貳拾石以下の人たり共術方未熟等^{（131）}にめ家業怠勝有之候人は前條補米被相省義に候事付り本文御沙汰相成候義三拾六歳以上にて其御取計相成義に候事。

との、「医師への再達」を発し、第一項で遊学により医学修業をした者も、試業により、藩内で修業した者と同様に取扱い、第二項で組付を仰付けられ、手広く治療に当る者に対しては家禄を七分ないし八分（70% / 80%）を与え、家禄貳十石以下の小身の者に対しては医術稽古を全うするために、貳十石の収入を保障するよう講じ（第三項）、貳十石以下の小身者で家業に怠り勝ちの向は前項の補米の措置を三十六歳以上の者に対しては講じない（第四項）としている。この第四項の規定は、医師に対する課業法であり、三十六歳に至るまでに御匙に達する事を通常と見做している。上の二十五歳までの課業の達成に比し、三十六歳に課業（御匙認定）の達成は、人命を頂る職柄で熟練と科学的素養が強く求められること、直正公の学問教育の奨励に励まされ、医を目指す者も弘道館で学び、「独看」に達してから、医学の修業に趣く者も少なからず、そうした者への配慮もあってか、時間的余裕を要するとして定められたのであろう。

医業に携わるのに開業免札を要し、開業免札には試業を課した上での授与とし、三十六歳までに一人前の医師（御匙）と認定される事とする医師への課業法は、士以上に厳しいものであったと考えられる。身分上士格に位置づけられ、親しく町民、百姓と接する機会も少くない医師に、厳しい課業を課するのは、一部の医師が奢侈に流れたこととともに、百姓、町民の日に交友として立ち現れる士格の代表者への「職業人」としての気風の是正を求めながら、術方の向上を日常的に求めるものであった。

士に対しても医師に対しても厳しく課業を課し、藩政の諸機関に携わる者としての教養と気概を求めたのは、直正初政以来の「改革精神」をもち、有能な臣下の手による、治政の実現への一つの画期と考えるべきであろう。

肥前佐賀藩では、医師に対する「課業制」が施行されるとともに、医学寮内に蘭学寮が創設された（嘉永四年）。既に嘉永二年、シーボルト門下生の大石良英を長崎に派遣し、長崎に住居していた榊林宗健の下へ赴き、直正の命で宗健の子に種痘を施し、好結果を得て、佐賀に宗健とともに帰った際、直正の命により宗健とともに直正の嫡子淳一郎（直大）に種痘をした。⁽¹³⁵⁾ 直正自らが、有益な知識・技術を積極的に摂取しようとする進出的精神の所有者であり、世子となるべき淳一郎に種痘を施させる程の人であり、西洋医学についても積極的に吸収しようとし、淳一郎の種痘が成功するや、家臣にも種痘を施すよう布達し（嘉永二年八月）、引痘方を設け、嘉永四年十二月には藩民に種痘奨励の布達を出している。嘉永四年当時、肥前佐賀には、医師の中に漢方、蘭方、漢蘭方折衷という処方上の三流派が存していた。漢方医には、名医といわれた、西岡春益、松隈元南らは、人命を預かる以上、自己の経験確信に基きて慎重の診断を加ふべきに、只西洋医学の一斑を窺うに過ぎざる粗略の翻訳書によりて、人命を試験に供するは、吾人の与せざる所なりと主張し、漢方医としての処方方を改めなかった。蘭医として、大石良英、大庭雪斎、更には執政鍋島安房のお抱え医師の山村良哲、澁谷良次がいた。最後の折衷派は、牧春堂、島田南嶺らで、自家の研究経験したる漢方に蘭方の新知識を加へ、折衷の方を以て治療を施せり。⁽¹³⁷⁾ この三流派鼎立の中で、医師に対する「課業法」が実施され、医学寮内に蘭学寮が設置された。

佐誓の蘭学は、町医者⁽¹³⁸⁾の島本良順（龍嘯）が長崎に遊学し、蘭法医術を研究して、外科手術の妙技を發揮し、時人を驚かした。文化年中（一八〇四～一七）に始まるとされる。福地道林、大庭雪斎等は島本の門下生となり、蘭法医術を学んだ。元来、道林も雪斎も漢方医であったが、蘭法を兼修することで其学大いに進み、道林は召されて直正の侍医となり、雪斎は長崎に遊学し、シーボルトについて学び、『和蘭文典』、『民間格致問答』を翻訳し、大いに蘭学を説いた。⁽¹³⁸⁾ 他に、伊東玄朴、大石良英もシーボルトに入門し、蘭法医術を研究し、伊東は幕府の侍医と

なり、大石は直正に拔擢され、医学寮で蘭法医学を教え、医学生を養成し、引痘方の設立に尽力し、藩内残る所なく種痘を実施した。¹³⁹⁾

医学寮内に設立された蘭学寮では、大庭雪斎を教導とし、執政鍋島安房のお抱え医師で緒方洪庵の門下生の、澁谷良次を指南役とし、永松玄洋、宮田魯齋等を掛合とした。

蘭学寮教導となる大庭雪斎は、訳書『和蘭文典』の序文で

天下之日新者、蓋天地之大徳也、故天地間之事、欲以古者御令者抑惑矣。……

方今欧羅巴諸国新其文字、定字法句法章法、以作文章、使之与其口語無有毫末之差、於是先覚者由斯法筆其已知之理、以告之後覚、後覚者亦由斯法讀其論理、察其胸臆而發明其奥、以又告其後覚、其後覚復又愈精其理而至与造化之妙同致、是以世愈降則日新、愈積而人智之妙可与天地参也、故至日新之極度則以古之聖賢比後之常人、亦可莫幾多優劣、然則以今制後亦難矣。¹⁴⁰⁾

と、進歩は天地の大徳であるとし、古を基準として今を抑制しようとするのは惑であり、欧羅巴では文語と口語の差違なく、後進者は先達の後を承けて研究し、学問も次第に進歩発達したので、古の聖賢も今日の常人に比すれば優劣があるとは言い難いし、今を基準に将来を制することも亦難いとし、進歩が恒常的であるとの立場で、世界を見、事に当らうと考えており、又『民間格致問答』は、『フォルクス・ナチュルキन्द』の翻訳で、トイトマンという農夫が粉挽小屋の不思議に就て、科学者より教えを受けることに筆を起し、総て口語体の文章で其問答を記し、草双紙風に書き綴り、俗耳に入りやすいように、一般庶民への科学思想の普及に資せんがために執筆したものであり、直正の命により翻訳したものであった。¹⁴¹⁾

大庭雪斎は、進歩を不可避とする歴史観を持ち、民衆への啓蒙を歴史的進歩の達成に不可欠と考えた一人であったろう。彼が欧羅巴の言語に注目し、その文学、学法、句法、章法が、文語と口語に差違なく、理解しやすいものに改良されていることを学ぶとき、彼は民衆が科学的思想を身につければ、古の聖賢に勝るとも劣らない力量を発揮しうると信じていた。

蘭学は医学を中心に導入されたが、既に文政九年（一八二六）に青地林宗が『気海観測』を編述し、物理学の端緒を開き、天保十年（一八三九）には宇田川榕庵が『舎密開宗』を著わし、化学の発端を開いたように、蘭法医が医学上必要な基礎科学の研究をすゝめていたし、長崎に渡来する船艦のもたらす文物、とりわけ、船艦、装備せる武器は、西泳の軍事力の優秀性を疑いえないものとし、軍事的関心からも、西洋学の象

微的存在としての蘭学に巾広い期待が生まれていた。

蘭学寮で蘭学を学んだ者として、医師以外では、士の秀島藤之助（直正の推薦で、鼓手として威臨艦に乗船）、手明鎧の小部松五郎、土山與助を数えるのみであったが、攘夷論の嵐の吹き抜ける中で蘭学寮での理化学の講義は薬剤の研究の火薬雷粉等にまで及び、蘭学が火術に必要な科学たることが衆人の目にも明らかになり、直正の奨励もあって、士、手明鎧の戸主嫡子にあらざる者、小身の者等は、自らの立身出世の途として、蘭学への関心が漸々に高揚した。嘉永五年（一八五二）には、「反射爐」が成功し、火術に必要な煙硝、雷粉等の原料品の試験を主目的とする「精練方」が設置され、やがて弘道館内にも、漢学、蘭学、火術、海軍の各専修科が設けられることになった。

安政元年（一八五四）には内廷に「車船製造方」が設置され、鍋島十左衛門を蒸気船製造心遣に任命し、蒸汽船の製造に着手するが、時勢の進展は益々蘭学を興隆へと導き、西洋の知識・技術を吸収する必要から、弘道館内生寮々生の中から将来有望と目される者を、直正の命により、学校に留め、或いは遊学させまたは蘭学を学ばしむるに至った。大木民平、實松育一郎、竹野作之進、長森傳次郎らは弘道館に留まり、實松と長森は更に江戸に遊学し、小出千之助、石丸虎五郎、江等新平らは蘭学寮に入寮し、蘭学を修めた。更に眞木鐵太郎（安左衛門）、金丸欽吾（後の中牟田倉之助）、廣渡達之進も直正の命で蘭学寮で修学した。直正の命を受けた優秀な学生が蘭学寮に学ぶようになり、蘭学寮で講究される科学が火術を研究するものとなり、次第に就学者も増え、優秀な学生は蘭学寮の定詰を命じられるようになり、蘭学寮の教職スタッフも、教導大石良英、大庭雪齋、教導差次澀谷良次、指南役永松玄洋、宮田魯齋、坂本徳之助、稲深川玄哲と七人となり、蘭学寮出身者は、やがて長崎に出て蘭人に就いて海軍の伝習をなすに至る。

他方、医学に關しても、医学寮の中で蘭法医学が講究され、種痘が実施される中で蘭法医学が巾広く士民に浸透するにしたがって、安政二年（一八五五）六月

御側医師の義 漢法相用候者以来和蘭医術相兼候様被仰出。

とされ、翌三年には

外様医師の義も右（御側医師）同様

とされ、漢法医の蘭法医術相兼が義務づけられた。漢法医への、蘭法医術相兼の義務づけにより、医学生は益々蘭法に走り、漢法医術は彌衰退

していった。

安政五年（一八五八）十月に片田江小路に医学寮が建築されるが、その際に

医師の義大切の業柄に付先年学業御取立夫々御仕与相成学館より心遣候様被仰付置候得共当節別段役向被建^{（イ）}医師の義一般猶又打部稽古仕候様被仰付方有御座間敷哉。於^{（イ）}然は先以左之通可有御座哉。

医学寮心遣

請役相談儀 中野兵右衛門

但教導方大庭雪齋 大石良英被仰付其外略之。扱又先年医学寮被相建候節好生館の額御染筆被下置候末に付当節其通相唱候様被相達^{（イ）}との書付が出された。「好生館」は、教導方に、大庭雪齋と大石良英の兩人を配したことに見られる通り、蘭法医術の伝習所であった。兩人ともシーボルトの門下生であり、蘭学寮の教導でもあることから、兩人を中核と据えた「好生館」の教育は蘭法医術の教育となる。既に、安政二年、安政三年の兩年の布達で、漢法医の蘭法相兼が義務づけられ、医師は蘭法医学の学習・習熟を義務づけられ、蘭法医術の教育機関の必要性がより高まり、「好生館」建築に至ったのである。「好生館」の教職スタッフは、大庭、大石の外に、ボンヘに学んだ島田東洋、永松玄洋、宮田魯齋、更に翰林蒼詩、山村良哲らであったが、主として学生の指導に当たったのは翰林と山村の兩人であった。「好生館」では医師を寄宿させ、蘭文の読方、文典の講義から始まる等級制を導入した。「好生館」は、病院を併設しており、蘭法医術の実習治療の便も考えられていた。

軍事上の必要からの蘭学寮の拡充、種痘奨励、好生館建設という蘭法医学への傾斜等々は弘道館のあり方にも影響を与えないでは済まなかった。蘭学の興隆とはうらはらに、文武相兼の士の育成、更には上風の是正の目的で制定・実施された、肥前佐賀独特の「課業制」は、十余年の経過の中で有名無実となり、安政六年（一八五九）五月

先年御家中文武為御勸課業之御定被相立置候得共偏に課程を遂候迄の稽古の様相成却て軽薄の風に相移候て不叶付右課定之御定被御取止儀に候條彌以御国用可相成本意に基一際奮発手厚修行致候様被仰出

文学武芸上進の者には臨時知行増加米或は褒美銀米等有之候なり^{（イ）}。

と、課業達成が自己目的化し、「課業法」の目指す、文武相兼の士の育成が形骸化されたとして、国用に立つ人材としての修行を強く求めている。

「致遠館の周辺」

「課業制」は、身分制社会において、役方就任に身分階層による世襲制を打破し、主従関係の枠内での、業績評価の加味であり、それ自体が矛盾を内包するものであり、業績評価の対象が武芸とともに儒学であり、儒学が身分制を正当化するに与した事を考えれば、それは、客観的に見れば画餅に等しい。身分の枠を撤去し、業績主義に向うか、従前通りの身分による世襲制を貫徹するしかない。「課業制」の廃止は世襲制の貫徹であり、官僚制度への一歩前進とも見られる「課業制」は、主従関係を軸にもつ、身分制への局部的な挑戦であったが、身分制度の前に崩れ去った。私は、「課業制」が要求したものと、高等試験、公務試験の受験資格の要件に共通する所があると考えるので、「課業制」が、封建社会での業績の採用の試行であったと考える。

安政六年（一八五三）二月、幕府の海軍伝習所の伝習が中止せらるや

今般長崎表伝習方引弘被仰付候に付而者、三重津御船屋々西一角海軍稽古場に被差出、出張所に取統稽古人詰所被相建、調練場をも被相開、伝習帰之人々教導に而稽古人定詰、海軍之諸課、蘭学をも致研究候様被仰付。就中御船手中之儀、壮年之者は猶又打部稽古相励候様被仰付、以後折々殿様御出掛に而御入有之、蘭学講習、其外銃陣的前等御覽被遊候事。⁽¹⁵⁰⁾

と、三重津に海軍寮を設け、幕府の海軍伝習所で伝習を受けた人々を教師に、学生を寄宿させた上で、海軍諸学科と蘭学を学ばしめた。

海軍伝習所への諸藩派遣の伝習生総数128名のうち47名が肥前佐賀藩から派遣された伝習生であり、海舟をして⁽¹⁵¹⁾

佐賀は其君候識見卓越蚤とに蘭学大に開け当時既に反射炉の設あり。是蘭籍に就て建築する所幕府も依頼し大砲数門を鑄造故にせしむ学士其人に乏しからず。伝習生の進退船舶の事佐野榮壽左衛門頭領となりて周旋す。ゆへに列藩に冠し其熟習尤速かなりし。⁽¹⁵²⁾

と、言わしめる程であった。幕府の海軍伝習所は、安政二年八月に開所され、わずか三年余の歳月でその門を閉じた。伝習された学科は、航海学、算術、機関学、砲術訓練であり、⁽¹⁵³⁾教授時間は午前八時から十二時までの四時間と午後一時から四時までの三時間、一日七時間を陸上（通常の講義）での教示と時々艦上での実地演習の両者に当てられ、蘭語で教授し、「悉く暗記せしめて敢て書記せしめず」と徹底した暗記主義を採用していた。旗本の伝習生で昌平学校中の英敏といわれた、矢田堀景藏、塚本桓輔、永持亨次郎も暗誦に刻苦した。⁽¹⁵⁴⁾

肥前佐賀藩から派遣された、佐野榮壽左衛門（常民）をはじめとする47名の伝習生は、藩の蘭学寮などで予め蘭学を修めており、阿蘭陀より派遣された第二次教育班々長カッテンディーケから、増田孫作、澤野虎六郎、原元一郎、秀島藤之助、眞木安左衛門、中牟田倉之助、馬渡八

郎、石丸虎五郎という8名の伝習生に対し、別れに当っての記念品が与えられており、佐賀藩士の伝習成績は極めて優秀であり、安政五年に佐賀藩は阿蘭陀から「ナカサキ」（日本名「電流丸」）を購入し、「藩の船の扱いでもうスツカリ熟練を積んで、また藩候特別の希望もあり、我々の力を借らずに、始終独力で練習航海をやっていた」とカッテンディーケに言わしめる程であった。⁽¹⁵⁵⁾

幕府の海軍伝習所への伝習生の大量派遣、阿蘭陀からの蒸汽船の購入等々は、長崎警備の強化の必要から生まれたものであったが、この必要を充たすためにも、航海術、造船学、機関学に關ける人材を大量に育成することが求められ、幕府の伝習所の閉鎖後も、藩独自に、海軍寮を設け、人材の育成をはかることになったのである。寄宿制を採用する、海軍寮は、海軍諸科（航海術、運用術、造船学、破術、船具学、測量学、機関学など）と蘭学とを教授したが、それは学術相兼ねた規律ある、航海術・造船学・機関学についての専門知識・技術をもった人材の育成を目標とするものであり、海軍寮の創設がそのまま、海軍所開設につながったのである。

万延元年（一八六〇）、幕府は日米修好条約の批准書交換のため、使節団をアメリカに派遣した。アメリカの軍艦ホーハタン号に乗り込んだ使節団の護衛艦として、咸臨丸がこの時に太平洋を横断した。

肥前佐賀藩からも、使節団の同行者・従員として、川崎道民（御雇医師・蘭医）、島内榮之助（川崎の従医）、小池専次郎（徒目付・刑部鉄太郎の従臣）、島東西八（外国奉行支配調役・塚原重五郎の従臣）の四名、咸臨丸の乗組員として、秀島藤之助、福谷啓吉の二人が派遣された。⁽¹⁵⁷⁾ホーハタン号と咸臨丸の両艦は、幕府の使節団とその護衛を任としており、名目上、乗員は、すべて幕臣であらねばならず、幕臣の従員という建前をとって派遣された諸藩士はその数も極めて少なかった。咸臨丸乗組員は通弁役の中濱萬次郎以外は、蘭学者であり、米國での見聞には不自由を極め、同行のアメリカ人貌魯古（ブルック）以下十一名から、英語を習い、「英語の、西洋知識の開鑰なるを切實に了知したりけり。」⁽¹⁵⁸⁾他方、使節一行は、批准書交換の後、アメリカ軍艦ナイアガラ号に乗り、大西洋を横断し、喜望峰を回って、インド洋を経て、横浜に帰り着くが、「世界の知識は英語によりて誘はるべし、弱小の蘭学のみにては時機に後れたるべからざるを痛感して帰りたり。」⁽¹⁵⁹⁾

使節一行に、また咸臨丸乗員に、藩士が加えられたことは、肥前佐賀の教育に影響を与えずにはいかなかった。文久元年（一八六一）二月十一日、年寄丹羽久左衛門は、秀島藤之助、中牟田倉之助、石丸虎五郎の三人に英学稽古を命じ、長崎に派遣した。肥前佐賀藩が藩の意志をもって、英語教育・英学研究へ乗り出す第一歩であった。

(4)

秀島、中牟田、石丸の三人は長崎に赴き、通詞三島末太郎について英学を学んだ。教材として、ハンデルペイルの英蘭対訳書 (Van der Pijl, "Gemeenzame Leerwije, voor degenen, die Engelsche taal beginnen te leeren")、ホーイベルフの英蘭対字書、和蘭字彙を選び、蘭学を基礎に英学を学ばせた。また蘭学寮の教導大庭雪齋は老令のため蘭学に加えて英学を学ぶことはできず、直正の近従の千住大之助、増田忠八郎に英学を勧め、長崎から教材 (英蘭対訳書など) を買い求め、蘭学寮の学生に英学学習ができるよう途を拓いた。⁽¹⁶⁰⁾ 蘭学寮において英学の学習が可能になり、万延元年の派米使節の一員に加えられた小出千之助 (恐らく小池専次郎を名乗って刑部の従臣として同行したのである) が、蘭学寮の指南役となっていた大隈八太郎 (重信) に入説し、大隈も千之助の説に共鳴し、自ら英学修業のために出崎し、小出千之助、石丸虎五郎、中牟田倉之助、馬渡八郎等と共に肥前佐賀藩の長崎の語学所 (英語伝習所) で、阿蘭陀生れの「米人」ヴァーベック (フルベッキ Guido, Herman Fridolin Verbeek、オランダ改革派教会宣教師として安政六年十月に長崎に渡米、私かに伝道の傍ら、二人の佐賀藩士、村田若狭、村田綾部に英語を教え、文久三年から幕府の「長崎英語伝習所」へ後に「洋学校」、「済美館」、「広運館」と名称を変更) の校長兼教師となり、明治二年に大学南校の語学及び学術教師として招かれ、後に教頭に進み、明治六年九月まで在職、明治七年大政官法律顧問、正院翻訳局、元老院に勤務して明治十年まで明治政府に仕え、明治十年一致神学校講師、明治十五年から聖書翻訳委員、明治二〇年明治学院創立とともに理事兼教授、明治三十一年没 (一八三〇〜一八九八)⁽¹⁶¹⁾ から英学を学ぶ (文久二年)。肥前佐賀藩のこの語学所は専ら藩の子弟に英語を教授した (そのため蘭学寮は英学を志望する者の予備校的存在になった)。他方、慶応二年に設立された、肥前佐賀藩の「致遠館」は藩士ばかりでなく、岩倉具定、具経、具綱、具儀、石橋重朝、丹羽竜之助、中島永江、江副廉造、中野建明等も学び、高杉晋作、伊藤博文、井上馨、後藤象二郎、小松帯刀、西郷隆盛、西郷従道らも、この「致遠館」で教鞭を執るヴァーベックを敬慕して出入りしたといわれる。ヴァーベックは、「致遠館」で、英語のほか、西洋の政治・法律・経済・算術までを教えた。

大隈八太郎、小出千之助らは、藩の執権者に対して、「蘭学寮の学生を長崎に派遣し、外人を備ふて親しく泰西の文物制度を研究せしめよ」⁽¹⁶²⁾

と要求したが、執権者は、ペリー渡来以来の藩論の分裂、更には弘道館内での兩派の軋轢の中にあつて、一派の中心人物である大隈の「如き人物を長崎に出し、是に自由に運動する便を得せしむるは、猶虎を野に放つが如し、如何なる事変を惹起さんも測る可からず」と、大隈らの要求に応えようとしなかったが、隠居した前藩主閑叟（直正）は「如何に少壮客氣の書生なるとも、郷藩の不名誉を來たすが如き言動は断じて之を為さざる可し」と。遂に余（大隈）等三十余人を撰抜して長崎に遊はしめ、致遠館てふ一学舎を設立し、英人を備ふて専ら英学を講習せむることゝ為せり。」

右は大隈の、「致遠館」の設立をめぐる回想であるが、「採長補短」との立持を堅持した直正の進取的姿勢が、国論二分の時期にあつても文教の面では貫かれ、英学講究機関として「致遠館」が設立された。

「致遠館」での教育内容は、詳らかではないが、「済美館」で、英語、仏語、露語に加え、歴史、地理、数学、物理、経済等の諸学科を教え、「済美館」から「広運館」と名称変更した、慶応四年六月の同館洋学局の教授時間が、辰刻より未刻までと定められており、休日も毎月、一日と六の日となつており、同様の教育がなされたと推察できよう。

「軍政を改良し、財政を整理し、人材を登用し、冗員を省き、一藩の内政を革新し、而して後に進んで外人の跋扈を制し、文武の大権を皇室に帰せしむる」ことを主旨とする大隈の藩政、更には日本の政治の改革の構想の中で、「余等の意見としいへは、尽く排斥さるる中にも、長崎遊学、洋学研究の事のみは、幸に藩主（實際は前藩主閑叟）の許容する所と為りたる。」「當時は長崎の最も繁栄を極めたる時にて、諸事の便宜に乏しからず。条約に依りて開きたる港は猶他に横浜と函館との二港にあれども、横浜は江戸に近き故を以て、其警衛殊に厳密に、且商人に非されは出入することを得ず。函館は蝦夷地なれば内地との關係に甚た遠きかりて、容易往来すべくもあらず。独長崎は斯くの如き事情なく、且久しき開港地なるを以て、各藩人士の往復頻繁なるのみならず、外人との交通も亦甚た便利なりし。是を以て、長崎は京師に次ぎて全国有志の輻輳する所となりたり。舟航の便利も比年に数層の進歩を為し、各大藩は少くも一二艘の汽船を有し、薩州、佐賀の如きは五六艘を有して各々江戸、横浜、大阪等に往復したるを以て、江戸の消息、各藩の事情を審にするを得。其上、各藩より購求する武器、彈藥、船舶等は多くは長崎に於て取引せしを以て、何れの藩は幾許の武器を買ひ込み、何れの藩は如何なる計画を為しつゝあるやも知悉することを得たり。夫れのみならず、當時は已に毎月一回欧州よりの便船ありしを以て、其使りに就て欧米各國の事情及び世界の大局をも略ほ聞知することを得たりき。是を以

て、余等は益々其の見聞を博くするを得、而して之と同時に佐賀なる同志と互に氣脈を通することを怠らざりし。佐賀と長崎との間は其距離三十里計り、船路に依れば一昼夜にして達すへし、故に同志は常に相往来し、且通信し、事業企画の上に非常の便利を与へたり。」⁽¹⁷⁾と、長崎へ出向いた利点を、各藩人士との交流の便宜、外人との交流の便宜、江戸の消息並びに各藩の事情蒐集の便（就中、長崎が武器船艦の取引地である事による軍事情報の入手の便宜）、欧米各国の事情及び世界の大勢に関する情報入手の便宜、更には佐賀と長崎の近接するところから来る交通の便を挙げ、それらが、大隈らの「藩政改革」、更には「外人の跋扈を制し、文武の大権を皇室に帰せしむる」⁽¹⁸⁾との理想の実現のための事業企画に便利であつたとする。

こうした長崎の地にて大隈は英学を学び、また教えるが、英学について「其記する所は広く且つ深く、多く實際的にして、殆ど人類の為すべき事を網羅せざるなし。則ち歴史上、社会上、経済上の事は勿論、兵制、軍術、通商、貿易、築造其他諸般の工芸に至るまで、尽く学理を以て整然たる規定を為さざるなし。是に於て、余等は始めて曾て忽諾に付し来りしものゝ、却て人事の上に至大の關係を有したることを知り、以為らく是こそ活学なりと。」⁽¹⁹⁾かく評価した上で漢学についても論ずる。「余等は此理を知ると同時に、我國現在の教育に対して益々遺憾の念を鬱興せり。以為らく『漢字は是空理空論を旨とするものにて、固より以て活動社会の人材を養成するに足らず。昔に之れを養成するに足らざるのみならず、却て有為の材を無用の徒に変化せしむるものなり。見よ、現に儒者なるものは人類社会に如何の地歩を占むるものにや、彼等是一種の活字引にして唯不消化なる文学を胸中に貯へ、常に迷妄の夢を見るに過ぎず。政治上、社会上、実業上に於て寸毫の利益を發揮するとなく、又た一個の計画を為して其目的を達する方法を講ずるとなく、只迂濶の言辭を並へて自ら得たりと為すのみ。其言説方針は固より以て人生処世の大道を指示するに足らざるなり。故に目下の急務は、将来為すあらんとする青年をして漢学を止めて英学を学はしむるに在り。偏僻頑迷の思想を打破して天高く地厚き実相を知らしむるに在り。彼等にして此途に由りて漸く進行せんか、我國の将来は兵事にまれ、政事にまれ、教育にまれ、將た商工業にまれ、必ず能く改革の成果を収むるを得べき也』⁽²⁰⁾と。」漢学により「有為の材を無用の徒に」変化せしめるものとし、儒者は一種の活字引にして唯不消化なる文学を胸中に貯え、常に迷妄の夢を見るに過ぎぬ者と評し、将来のため、青年に漢学でなく英学を学ばせることが目下の急務と断言するのである。大隈は自ら、「致遠館」拡充のため長崎に在住する商人と膝を交えて接衝し、「致遠館」拡充資金を寄付させることに成功している。⁽²¹⁾このことが、「致遠館」が藩立学校でもあるに拘らず、他藩の人士、公家をも迎え入れる、特異な学校となさしめて

いる。

大隈さ、「致遠館」の教師として、宣教師たるヴァーベックを選んだ事情と基督教への関心について次のように述べている。「余等は当時の一般人士と同じく基督教を以て国家に危害あるものと思へり。然るに、余等先きに英書を学ぶに当り、毎々良師を欠きしを以て已むを得ず、基督教の宣教師と称せられたるウキリアム、并にフルベッキ（ヴァーベック）等に就て英書の質問をなし、且其講義を聴きしをありしか、少年者の好奇心として側ら基督教の事をも研究せんと思立たり。当時、基督教は猶嚴禁なりしも、学理上より研究するは毫も不可なるなしと信したるを以て、余は副島と共に凡そ一ケ年半の間之か研究を為せり。然れども彼等の言ふ所は、大概浅薄にして、恰も怪談奇話を聴くか如く、学識あるものに向つては格別の価値なしと思へり。只、余等は其ために又多少発明したる所なきにあらず。即ち基督教は是まで世人の目したるか如く邪説魔法の分子を含むものにあらずして、等しく社会の人心に向つて道徳を保持するを目的とするものなるを知りしなり。簡単に言へば、基督教なる者の大体を知り得たりしなり。」英学を講義しうる人材に事欠き、やむを得ず、宣教師のウィリアムズとヴァーベック（フルベッキ）に学ぶことになった。宣教師から英学を学ぶことになったので、彼等から好奇心をもっていたキリスト教についても講義を受けたが、その内容は浅薄で取るに足らぬものであったものの、キリスト教が邪説魔法でなく、社会の人心に向つて道徳を保持するものであることが理解しえた。一年半に亘る、キリスト教の学習が、後に外国事務局判事、外国官副知事と発足間もない維新政府の外務頭職を歴任した大隈がその任を果たすに重要な意味をもった。

「致遠館」は、他藩に先立って、肥前佐賀藩が長崎に設置した、英学々校であった。幕府から、筑前福岡藩とともに、長崎警備を託され、長崎に隣接する領地でもあり、長崎出島に出入りする、阿蘭陀人、中国人から、欧米諸国をはじめとする、世界各国の情報入手が比較的容易であり、長崎警備を託されている事からも、世界の動向に対して他の諸藩よりも強い関心をもっていたことにもより、情報を直接に理解することへの必要性があった。

政治的・地理的狀況に加へて、肥前佐賀藩は藩校弘道館が天明元年（一七八一）に設けられ、「武士道とは死ぬ事と見付けたり」（『葉隠』聞書第一・二）とし、唯一死を以て佐賀藩の爲め尽すべきと謂ふ「葉隠精神」を藩士に要求する藩であり、「国学心懸くべき」ことを家臣に求められているが、直正襲封以来の「藩政改革」により、人材登庸、殖産興業、軍制改革が実現し、学制改革もそれらに伴って行なわれた。藩校弘道館

の設立が歴史的にも早く、「藩政改革」の一環として推進され学制改革により蘭学寮・医学寮・海軍寮・語学所がつくられており、「採長補短」が直正の治政下での文教の基本姿勢として位置づけられ、更にこの姿勢が「鎖国」下での「実学奨励」となり、実学の習得から殖産興業と進捗することとなり、西洋の科学を摂取し、藩内での「実践」と進んだことは注目すべきであり、士風是正と人材登庸のために、就学義務・通学強要、更には「課業制」の制定へと、藩士育成の中核に弘道館教育が据えられていたことも忘れられてはならぬことである。

「致遠館」設立の背景には、「藩政改革」と外圧があるが、直接の原因は、万延元年の派米使節に小出千之助が加えられ、欧米諸国の情報、先進科学、技術の摂取に英学が不可欠であると説いた事にある。「致遠館」がその教育効果を発揮したのは、肥前佐賀藩に充実した蘭学寮が設置されていたことによる。更に、優れた教師（ヴァーベック(17)フルベッキ）を招くこともできたこと、定詰制が取られ、弘道館以来の「自学自習主義的教育」の伝統が有効に作用したこと、その拡張に対して藩財政からの支出が認められず、長崎の商賈から寄付金を求めねばならず、通常の藩校のように藩士の教育に限定される、他藩からの有為の青年を教育することとなり、学習者間の激しい切磋琢磨が見られたことなどがあげられよう。（ヴァーベックについては別に論じたい）

註

- (1) 古賀穀堂「濟急封事」(『鍋島直正公伝』第二編PP 56～57より重引)
- (2) 芝原拓白『明治維新の権力基盤』PP 29～30参照
- (3) 芝原拓白 前掲書P 22
- (4) 中村郁一 『鍋島閑叟』P 58
- (5) 『鍋島直正公伝』第二編PP 2～3 (なお著者は久米邦武)
- (6) 佐賀県史編纂資料「直正公譜」一、天保四年六月十一日の条(芝原 拓白 前掲書P 23より重引)
- (7) 中村郁一 前掲書 P 55
- (8) 山田龍雄 「佐賀藩『均田制度』に関する覚書」(『九州大学九州文化史研究所紀要』八・九合併号所載)、(芝原 拓白 前掲書 P 29より重引)
- (9) 「直正公譜」三、天保十三年二月三十日の条(芝原 拓白 前掲書P 30より重引)
- (10) 芝原拓白 前掲書P 31
- (11) 『日本教育史資料』卷十二 P 360
- (12) 『日本教育史資料』卷十二 P 367

表A 献米制度の内容(天保8年決定)

高	賦課率	天保8年以前		天保8年
		勤	休	勤休共
1000石以上	4.0	分4.5	分4.5	分4.5
300—1000石	3.17	3.61	3.61	3.61
200—300石	2.65	3.15	3.15	3.15
150—200石	2.19	2.69	2.69	2.69
100—150石	1.77	2.25	2.25	2.25
50—100石	1.3	1.8	1.8	1.8

備考: 表Bとともに『鍋島直正公伝』第2編347~8頁より作成。

表B 役米給与制度の内容(天保8年決定)

藩政府関係	内廷関係	郡方・代官関係	軍事関係	藩校関係	職名	給与額
						(一人あて) 300石
					政政	28
					政格	13
					政役	9
					頭人	150
					頭人	20
					附役	6
					附附	30
					附附	10
					寄頭	40
					側頭	11
					側頭	10
					附頭	8
					進物	8
					小姓	7
					御心遣	7
					御籠立	7
					御備立	7
					柞島郡方	450
					佐嘉郡方	300
					神崎郡方	250
					三根養父郡方	170
					各郡方附役	3
					皿山代官	21
					他の在住代官	28
					馬寮年行司頭人	100
					同附具方役	5
					同武附具方役	20
					同附具方役	4
					御小物成所相談役	20
					石火矢方頭人	21
					御船奉人行	10
					教授	9
					助教	6
					教諭	5
					指南	3

- (13) 『日本教育史資料』巻十二 P 368
- (14) 『古賀穀堂『濟急封事』』『鍋島直正公伝』第二編PP 51~58より要約)
- (15) 『日本教育史資料』巻八 P 120
- (16) 『鍋島直正公伝』第二編 P 108 参照
- (17) 「直正公譜一、天保三年八月二十六日の条(芝原拓白 前掲書 P 45より重引)
- (18) 『日本教育史資料』巻八、P 121
- (19) 同前 PP 121~122
- (20) 『穀堂日記』(『鍋島直正公伝』第二編、P 206より重引)
- (21) 『穀堂日記』(同前、P 201より重引)
- (22) 『日本教育史資料』巻八、P 122
- (23) 『鍋島直正公伝』第二編、P 201より重引
- (24) 『鍋島直正公伝』第二編、P 229
- (25) 中村郁一 前掲書 PP 62~63
- (26) 中村郁一 前掲書 P 68
- (27) 鍋島直正 『先哲の言行録』(中村 郁一 前掲書、P 61より重引)

表C 肥前藩の最上級家臣団とその知行高

氏名	出自	知行高
□小城	鍋島家	73,252.5 ^石
□蓮池	〃	52,625.0
□鹿島	〃	20,000.0
白石	〃	9,025.0
川久保	神代家	11,662.75
諫早	諫早家	26,200.0
武雄	鍋島家	21,600.0
多久	多久家	21,600.0
久保田	村田家	10,770.0
須古	鍋島家	250.08
○横岳	〃	7,500.0
○深堀	〃	6,000.0
○神代	〃	5,515.2
△姉川	〃	5,051.25
△太田	〃	5,000.0
△倉町	〃	5,075.0
千葉	〃	3,000.0

(備考) なお、□印は支藩三家。○印は、天保6年当時「連判」家老、△印は同年当時「加判」家老（『鍋島直正公伝』第二編180頁より）。

(28) 中村郁一、前掲書、P 69より重引
(29) 同前

表D 「著座」十八家の出自と知行高 (天保6年)

氏名	出自	知行高
鍋島十太夫繁	山城家	900 ^石
鍋島市佑保脩	納富家	600
鍋島左太夫種彬	鍋島家	600
成富千右衛門種美	江上一族	600
石井勘解由孝雄	行武家	515
岡部奎之助重安	伊丹家	500
多久伊織守広	多久家	400
坂部三十郎明雅	坂部家	400
鍋島隼人忠房	伊万里家	370
大木主計朝温	大木家	310
深江六左衛門武教	深江家	300
岩村郡右衛門	姉川家	300
執行玄蕃	執行家	300
有田八右衛門武	有田家	275
千葉内匠胤清	千葉家	270
中野神右衛門教明	後藤一族	250
岡部七之助	伊丹家	250
原田吉右衛門	原田家	250

(備考) 『鍋島直正公伝』第二編180~183頁より作成。

(30) 芝原拓自、前掲書、P 60、尚、(A) 献米制度及び(B) 役米給与制度は次のように変更された。(A) の献米制度については、改正により、献米率の勤休の差は撤廃され、従前の休勤中の献米率に統一され、その賦課率は高度に累進的で、千石超では45%、三百石超では36%が強制献米の対象とされ、上級家臣ほど重い負担を課され、『濟急封事』で「格別の人物で、文武の心懸厚く、古今に通じて大理を明かにし、邪人妄説に迷はざる様でありたし」と切望さ

表E 「均田」制度の諸法令一覧

年次	対象地	法令内容
天保13年12月(1842)	全蔵入地	一切の小作料の10年間完全免除
天保14年8月(1843)	西松浦郡	従来の小作料の5年間3分の1減免
弘化3年11月(1846)	〃	一切の小作料の10年間完全免除
嘉永4年9月(1851)	全蔵入地	小作料完全免除の10年間再延長
嘉永5年12月(1852)	西松浦郡	上支配・分給令 (イ)30町以上の地主は6町まで、それ以下は25%まで分給 (ロ)郷村居住地主の商業全面禁止 (ハ)都人商人地主の所有小作地の完全没収
文久1年12月(1861)	全蔵入地	上支配・分給令 (内容は上記に同じ)
元治1年6月(1864)	八谷搦、戸ノ須搦、天神搦	以上自力の干拓新田地主の所有小作地の没収免除、但し小作料半額収納

(備考) 小野武夫著『旧佐賀藩の均田制度』より作成(芝原拓白、前掲書P64より重引。)

れた、御親類、家老、着座という、上級家臣に対する、直正改革派の手厳しい処断ともいえる。ちなみに、佐賀藩における「身格の階級」は、「I」国老、「II」御親類、同格・連判・加判、「III」着座、「IV」准着座、「V」物頭、「VI」士、「VII」手明鍵の七級に分れており、最上級たる「I」・「II」相当する層は、表Cに示されるように、支藩三家をはじめ、ほとんどが鍋島家一統で占められている。しかし、佐賀本藩の実際の藩政の枢機に参画したのは、かかる支藩や一門の巨大知行主ではなく、「藩庁の座にあって藩政に参与するという意味をもち、光茂の万治二着座の座位が定められることによって、制度的に成立した」(藤野保編『佐賀藩の総合研究』P24)「III」の着座であり、天保六年の着座は、表Dに示される十八家から構成されていた。表(B)に示

「致遠館の周辺」

される、役米の給付と献米制度の改正は、封建制の枠内での適材適所のための人材配置実現の一つの方策であり、役米給与額の多寡は、この時点での直正改革派の藩政の重点目標の所在を示すものであり、郡方が突出して高いのは農民支配の第一線に立っているからであり、藩主側近の内廷を小額に抑えたのに比し、藩政府の執政、馬究年行司頭人という軍事関係の中核が高額に定められているのは、農民支配と共に長崎御番という、藩の幕府から与えられた任務への意識が働いているものと考えられる。

- (31) 「均田制」の命名は小野武夫氏によるものであり、表Eの諸法令によって遂行されたが、その歴史的規定は、芝原 拓白、前掲書、PP 62～74による。
- (32) 『鍋島直正公伝』第二編、P 90、発令の日付は天保三年七月十三日
- (33) 『鍋島直正公伝』第二編、P 91
- (34) 『鍋島直正公伝』第二編、P 92参照、直正は、藩校遺料を二五〇石（八代藩主・治茂の初政の頃の額）を要求したが、財政困窮により一七〇石（前藩主齊直の初政の頃の額）に定められた。
- (35) 「直正公譜」一、天保二年二月二十二日の条、（芝原 拓白、前掲書、PP 62～63より重引）
- (36) 『鍋島直正公伝』第二編、P 90
- (37) 中村郁一、前掲書、P 52
- (38) 天和二年「日記」八月廿三日条（藤野保編、前掲書、P 866より重引）
- (39) 「重茂公御年譜」三、正月条（藤野保編、前掲書、P 868より重引）
- (40) 「伊万里歳時記」二（芝原 拓白、前掲書、P 63より重引）
- (41) 「伊万里歳時記」二、天保十一年十月「子十月皿山会所々触達之事」（芝原 拓白、前掲書、P 63より重引）
- (42) とくに「陶器鑑札冥加銀納滞之筋」への催促は厳しいものであり、たとえば天保十一年十一月、藩庁は、昨年度までのわずかの未納「正銀拾四貫八百九拾八匁七厘」の早期徴収を、皿山代官所に厳命している。「伊万里歳時記」二、天保十一年十一月十一日の条。（芝原 拓白、前掲書、P 63およびP 74より重引）
- (43) 天保十三年、幕府大坂町奉行の報告では、「肥前焼」は寛政年間より大坂蔵屋敷の「蔵物」として販売していたが、当今は蔵屋敷より「領主手払之外商人荷物引請候義手強ニ差構」え、「領主手払」以外は流通しなくなったとしている。（『大阪市史』第五、PP 661～662、「諸色取締方之儀ニ付奉候書付」の一節（芝原拓白、前掲書、P 63より重引）
- (44) 『鍋島直正公伝』第二編、PP 394～398
- (45) 木原溥幸「幕末・維新时期における肥前佐賀藩」P 149（大久保利謙監修『明治維新と九州』所収）
- (46) 従来の肥前佐賀藩の農村支配は郡方と在任代官の二系統であった。代官は主に年貢の取納にあたり、郡方は家老級の上級家臣が自己の所領を含む郡の郡方に任せられて、教化禁令の徹底・治安維持などに従事していた。この二系統の農村支配を改めて代官による農村支配を確立しようとしたのである。
天保九（一八三八）年三月に郡方の廃止が決定され、農村支配の実権を代官が握ることになったが、同年八月になって郡方廃止が撤回された。しかし、

この復活された郡方の権限は従来のものより非常に縮小されたもので、ただ治安維持を扱うのみとなり、その他の農村に関する全権限が代官へ移された。そして今まで蔵方の支配下にあった代官が請役所の管轄下に置かれることになり、この代官には藩校弘道館出身の人材が登用された。原五郎左衛門、南部大七、田中虎五郎、執行五郎右衛門らが新たに代官に任せられた。このような代官制の強化のもとに農村策が遂行されていくのである。(木原薄幸、前掲論文、P 146および『鍋島直正公伝』第二編PP 385～393参照)

- (47) 芝原拓白、前掲書、PP 48～50参照。芝原氏は、以下の過程を改革派の経験した大動揺と試練として位置づけた。天保八年(一八三七)の大塩平八郎の乱、翌九年の唐津領大一揆に鎮圧出兵をし、藩内でもかなり長期間に亘り「非常警備体制」をしき、農民の動揺防止にあたる。出兵鎮圧という強圧的の断とともに、「飢民の御救助」のための「非常御備」の高を天保九年には増加させた。しかし翌年には「非常御備」の儀は國家第一の急務」として、「蔵入十万石を経費とし余分は非常備」とまで布達するものの、その五日後には「当秋日安向過分之御不足相立御当惑…御家中其外共高割以納金被仰付外無之」と変更を余儀なくされるほど、藩政府(改革派)は当惑したし、天保十三年には、直正参勤中の留守政府(執政・鍋島安彦、参政・井上伝右衛門)とともに直正側近で襲封直後から直正を支えた改革派は窮民の「暴民化」を恐れるあまり「別段銀之内当有金七千式百兩余」を急遽ふりかえ支出してしまふ。直正は帰国後、鍋島安彦、井内伝右衛門らを罷免し、同じ改革派の永山重兵衛を参政・仕組所勤に登用し、永山の下で、農民の相對・借銀・小作料・講銀の十ヶ年間利止め返済猶予が布達され、「加地子猶予令」が実施される。この鍋島安房・井内伝右衛門から永山重兵衛への直正のブレインの交替は、「鄉村之弊害多端」の事態の識認から政策的対応への転化となつたのであり、改革派が困老・着座を抑えて抬頭してきた際の、「人材登庸」と実力・実績という論理に、自らも従属しなければならなくなり、危機に直面した領主権力が、有能な家臣を前面におしだしつつ、上から権力を集中し、絶對主義的官僚制へと傾斜していくのである。

- (48) 木原薄幸 前掲論文 PP 149～150
- (49) 『鍋島直正公伝』第二編P 116より重引
- (50) 佐藤昌介 『洋学史の研究』P 271
- (51) 『鍋島直正公伝』第三編 PP 12～13
- (52) 佐藤昌介 前掲書P 271
- (53) 『直正公譜』三、天保十一年二月十一日の条(芝原 拓白 前掲書P 77より重引)
- (54) 芝原拓白 前掲書P 77
- (55) 芝原拓白 前掲書P 79参照
- (56) 勝海舟 『海軍歴史』P 67
- (57) 勝海舟 前掲書PP 65～67に掲げられた諸藩伝習生名簿による。『類聚伝記大日本史』第十三卷「海軍篇」の「海軍年表」によれば伝習生は、薩摩、佐賀、熊本、筑前、萩、津、福山、掛川などの諸藩からの派遣生も含めて総数94名(旗本42名、各藩士52名)であったとしている。同書P 253参照
- (58) 『直正公譜』四、弘化元年九月二十九日の条(芝原 拓白 前掲書P 83より重引)

「致遠館の周辺」

- (59) 「直正公譜」五 嘉永元年二月二十日の条(芝原 拓白 前掲書PP 83～84より重引)
- (60) 『鍋島直正公伝』第三編PP 391～392
- (61) 『鍋島直正公伝』第三編P 393
- (62) 『鍋島直正公伝』第四編PP 205～206
- (63) 『鍋島直正公伝』第四編P 204
- (64) 「佐賀藩海軍史」P 414(江頭 恒治『幕末における佐賀藩の洋式工業』△『経済史研究』一三四所収▽P 41より重引)
- (65) 「精練方」を中心とする、肥前佐賀藩の洋式工業については、江頭 恒治の前掲論文を参照した。
- (66) 中野禮四郎 『佐賀の藩学考』P 269(宇野 哲人、乙竹 岩三外著『藩学史談』所収)
- (67) 中野禮四郎の『佐賀の藩学考』によれば、直茂の名はあるものの、直茂の筆によるものかは判然としない。(中野 禮四郎、前掲論文 P 269参照)
- (68) 吉田豊編訳『武家の教訓』PP 264～272
- (69) 中野禮四郎 前掲論文 P 269
- (70) 和辻哲郎、古川哲史校訂『葉隠』(上) P 4参照
- (71) 『鍋島直正公伝』第一編P 39
- (72) 和辻哲郎、古川哲史校訂『葉隠』(上) PP 7～8、例えば、気違ひの語は、「凶にはづれて死にたらば、大死気違ひなり」(聞書第一、二二)に、「死狂ひ」は、「武士道は死狂ひなり。一人の殺害を数十人して仕かぬもの」と直茂公仰され候。本気にては大業はならず、気狂ひになりて死狂ひするまでなり。又武士道に於て分別出来れば、早後るゝなり。忠も孝も入らず、武道に於ては死狂ひなり。この内に忠孝は自ら籠るべし」(聞書第一、一一四)、また「曲者」は、「神右衛門申し候は、『曲者は頼もしき者、頼もしきは曲者なり。年来ためし覚えあり。年来ためし覚えあり。頼もしきと云ふは、首尾よき時は入らず、人の落ち目になり、難儀する時節、くどり入りて頼もしするが頼母しなり。左様の人は必定曲者なり」と」(聞書第一、一三三)に使用されており、直茂公の「二十一ヶ条の壁書」との関連(「死狂ひ」の語の使われている、聞書第一、一一四)は、『壁書』の第十九条「武篇は鹿忽ぞ、不断あるべからず」と通ずるものがある。(吉田豊編訳前掲書参照)
- (73) 『大隈伯昔日譚』一 P 3
- (74) 和辻哲郎、古川哲史校訂 「葉隠」上 P 7
- (75) 和辻、古川校訂、前掲書P 10より重引。
- (76) 和辻、古川校訂、前掲書P 9
- (77) 和辻、古川校訂、前掲書P 8参照
- (78) 『鍋島直正公伝』第一編 P 36
- (79) 和辻、古川校訂 前掲書PP 17～18

- (80) 和辻、古川校訂 前掲書 P 4
- (81) 『日本教育史資料』卷八 P 151
- (82) 『日本教育史資料新』卷八 P 119
- (83) 『日本教育史資料』卷八 P 119
- (84) 『日本教育史資料』卷八 P 120
- (85) 『日本教育史資料』卷八 P 120
- (86) 『日本教育史資料』卷八 P 121
- (87) 『日本教育史資料』卷十二 P 667
- (88) 『日本教育史資料』卷十四 P 667
- (89) 『日本教育史資料』卷十四 P 668
- (90) 『日本教育史資料』卷十四 P 668
- (91) 『日本教育史資料』卷十四 P 668
- (92) 『日本教育史資料』卷十四 P 668
- (93) 『日本教育史資料』卷十四 P 688
- (95) 『日本教育史資料』卷八 PP 122～123
- (96) 古賀毅堂 『学制管見』(『鍋島直正公伝』第一編 PP 118～120より重引)
- (97) 古賀毅堂 『学制管見』(『鍋島直正公伝』第一編 PP 121～122より重引)
- (98) 古賀毅堂 『学制管見』(『鍋島直正公伝』第一編 P 123より重引)
- (99) 『鍋島直正公伝』第一編 P 122 参照
- (100) 『鍋島直正公伝』第一編 P 176 参照
- (101) 『日本教育史資料』卷八 P 120
- (102) 『日本教育史資料』卷八 P 120
- (103) 『日本教育史資料』卷八 P 120
- (104) 『日本教育史資料』卷八 P 121
- (105) 『鍋島直正公伝』第二編 PP 142～143 参照
- (106) 『日本教育史資料』卷八 P 152
- (107) 『鍋島直正公伝』第二編 P 144 参照

「致遠館の周辺」

「致遠館の周辺」

- (103) 『日本教育史資料』巻八 P 143
- (109) 芝原拓自 前掲書 PP 54～55 の肥前佐賀藩の御蔵方総収入収支主要内訳の「弘道館遺料」によれば、文化二年（一八〇五）米一七五石、文政元年（一八一八）米一七一石、文政四年（一八二二）米一七一石、天保元年（一八三〇）米一三〇石、天保四年（一八三三）米一七〇石、天保六年（一八三五）米一九〇石、天保九年（一八三八）米一九〇石、天保十一年（一八四〇）米二五〇石及正銀二四貫、天保十四年（一八四三）米六〇〇石、弘化二年（一八四五）米七〇〇石、嘉永元年（一八四八）米七〇〇石、嘉永三年（一八五〇）米六五〇石、嘉永六年（一八五三）米六五〇石及正銀四貫、安政二年（一八五五）米六五〇石及正銀七貫、安政四年（一八五七）米六五〇石及正銀五貫となっており、定額とされた二〇石を上廻るのは天保十一年以後であり、この資料の示す範囲でも三十年以上にわたって、かなり低額に抑えられている。
- (110) 『鍋島直正公伝』第二編 PP 144～145
- (111) 『日本教育史資料』巻八 PP 121～122
- (112) 『日本教育史資料』巻八 P 122
- (113) 『鍋島直正公伝』第二編 PP 205～206 参照
- (114) 『鍋島直正公伝』第二編 P 336
- (115) 『鍋島直正公伝』第二編 PP 337～338
- (116) 『鍋島直正公伝』第二編 P 404
- (117) 『日本教育史資料』巻八 P 152
- (118) 『日本教育史資料』巻八 P 152 および『鍋島直正公伝』第三編 PP 6～7 参照
- (119) 『日本教育史資料』巻八 P 122
- (120) 『鍋島直正公伝』第三編 PP 10～11 より重引
- (121) 『鍋島直正公伝』第三編 P 60
- (122) 『鍋島直正公伝』第三編 P 88
- (123) 芝原拓自 前掲書 P 50
- (124) 芝原拓自 前掲書 P 60
- (125) 『日本教育史資料』巻八 PP 123～124
- (126) 『大隈伯昔日譚』巻八 P 3
- (127) 『日本教育史資料』巻八 P 158
- (128) 『鍋島直正公伝』第三編 P 580、返読は、教員の側に坐し、三経（詩経、「書経」、「易経」）を順次に繰り返し読む、温習課なりとの記述があるが、実際には試験の色彩が濃かったと考えられる。（『鍋島直正公伝』第三編 P 578）

- (129) 『鍋島直正公伝』第三編 PP 417～418
- (130) 斎藤憲太郎 『二十六藩の藩字と士風』 P 123 による。
- (131) 『日本教育史資料』卷八 PP 153～154
- (131) 『鍋島直正公伝』第三編 PP 480～482
- (133) 『鍋島直正公伝』第三編 P 478 に示されている達文では「組かへ」の語は「組外」となっている。
- (134) 『日本教育史資料』卷八 P 154
- (135) 中野禮四郎、前掲論文 P 282
- (135) 『鍋島直正公伝』第三編 P 483
- (137) 『鍋島直正公伝』第三編 P 483。ちなみに、佐賀士民の評価については、「一般は西岡、松隈を信用したりしも、やや新知識に傾きし者は折衷家を喜び、而して純蘭方医術は、種痘の流行に伴うて亦次第に郷村まで弘まったり。斯くて、三派競争の結果、その何れにも無能視せらるゝもの少からざるに至りたり。」と評している。
- (138) 中野禮四郎 前掲論文 P 281 参照。
- (139) 中野禮四郎 前掲論文 P 282
- (140) 大庭雪斎 『和蘭文典』(『鍋島直正公伝』では、大庭の誤書の書名は『訳和蘭文語』とされているが、ここでは中野論文の書名を採用しておく)
- (141) 『鍋島直正公伝』第三編 PP 264～265
- (142) 『鍋島直正公伝』第三編 P 582
- (143) 『鍋島直正公伝』第三編 P 584
- (144) 『鍋島直正公伝』第三編 P 585
- (145) 『鍋島直正公伝』第四編 PP 206～207
- (146) 『日本教育史資料』卷八 P 151
- (147) 『日本教育史資料』卷八 P 154
- (148) 『日本教育史資料』卷八 PP 154～155
- (149) 『日本教育史資料』卷八 P 124
- (150) 『鍋島直正公伝』第四編 PP 587～588
- (151) 勝海舟、前掲書 PP 65～67 の海軍伝習所名簿による。海舟によれば、他は筑前福岡藩 28 名、鹿児島藩 16 名、長門萩藩 15 名、伊勢津藩 12 名、肥後熊本藩 5 名、備後福山藩 4 名、遠江掛川藩 1 名と八つの藩から派遣されている。十名以上を派遣しているのは、肥前佐賀藩をはじめ、筑前福岡、鹿児島藩、長門萩藩、伊勢津藩の五藩であり、すべてが外様の藩であり、譜代の藩は八つの藩の中でも、備後福山藩、遠江掛川藩の両藩で、伝習生の数も合わせて五名

「致遠館の周辺」

と極小数であった。但し、『類聚伝記大日本史』第十三卷「海軍篇」の「海軍年表」によれば伝習生は薩摩、佐賀、熊本、筑前、萩、津、福山、掛川などの諸藩からの派遣生も含めて総数94名（旗本42名、各藩士52名）であったとしている。同書P 253参照

- (152) 勝海舟 前掲書P 67
- (153) 勝海舟 前掲書PP 64～65
- (154) 勝海舟 前掲書PP 67～68
- (155) 『鍋島直正公伝』第四編P 587、カッテンディーケが別れの記念品（『書冊』）を贈った佐賀藩士は、他に、「電流丸」船長の濱野源六と小川剛一郎の計十人であった。濱野と小川は海舟の掲げる海軍伝習所伝習生名簿にはない。
- (156) カッテンディーケ 『長崎海軍伝習所の日々』P 168
- (157) 『鍋島直正公伝』では、「秀島は蒸気方の肥田濱五郎を助け、福谷は機関を取り扱ふに注意を払へり」との記述がある。第五編P 13
- (158) 『鍋島直正公伝』第五編P 15
- (159) 『鍋島直正公伝』第五編P 16
- (160) 『鍋島直正公伝』第五編PP 17～18
- (161) ヴァーベック（フルベッキ）の経歴については、高山道男編訳『フルベッキ書簡集』などを参照した。
- (162) 『大隈伯昔日譚』(一)P 10
- (163) 『大隈伯昔日譚』(一)P 10
- (164) 『大隈伯昔日譚』(一)P 10
- (165) 古賀十二郎 『長崎洋学史』上巻P 200
- (166) 古賀十二郎 前掲書P 201
- (167) 古賀十二郎 前掲書P 201
- (168) 『大隈伯昔日譚』(一)P 11
- (169) 『大隈伯昔日譚』(一)P 80
- (170) 『大隈伯昔日譚』(一)PP 82～83
- (171) 『大隈伯昔日譚』(一)P 11
- (172) 『大隈伯昔日譚』(一)PP 83～84
- (173) 『大隈伯昔日譚』(一)PP 84～85
- (174) 『大隈伯昔日譚』(一)P 86
- (175) 『大隈伯昔日譚』(一)PP 157～158 但し、文中のウキリアムは米国聖公会の宣教師のC・M・ウィリアムズ（Channing Moore Williams 1829-1911）

九一〇V)で、安政六年来日。長崎の布教に尽力。在日50年間にわたり、聖公会主教としてその間日本聖公会のために尽力。立教大学(明治7年)、立教女学院(明治10年)を創立した。明治41年帰国。(高山道男編訳、前掲書の索引による)

(176) 『大隈伯昔日譚』(一) P 3

(177) 和辻、古川校訂『葉隠』上 P 17

(178) 私は外庄に条約本文も含めて考えてみるべきであると考え。安政元年十二月に締結された「神奈川条約」付録の末尾に「右条約付録エケレス語日本語に取認メ名判致し是を蘭語に翻訳して其書面合衆国と日本全権双方取替すもの也」とあったが、安政五年七月に締結された「不列顛条約并交易規則」の第二十一条では「此条約は日本英吉利蘭語にて書き其訳文満く同義同意なりと雖も和蘭訳文を原文と視るべし然し都て大不利顛女王殿下の弁理公使及ヒコンシユル代弁より日本上官に致す公告は向後英語にて書すへき事は勿論なり然れとも事を為し易からしめんために此条約に姓名を手記する日より後五年の間は和蘭訳若くは日本語を添ふへし」と英文を本文とすることが当然視され、経過措置として和訳、蘭訳を添えるとしているが、元治元年の「長州藩の下関での米艦仏蘭船砲撃への賠償約定」の第四で「右証據として各国(米仏蘭および英)と日本の全権此取極書を英文蘭文及び和文に綴り各五通宛書記し調印せり右の内英文を原文とすへし」となり英文の重視が法文(条約上)にもあらわれている。

(179) 中野禮四郎は弘道館の教育の特色を、教職スタッフの少なさと学生の多さからくる、学生の相互教育と自学自習に求め、会説という教授法が下準備としての自学自習を不可欠なものとし、学風になっているとしている。(中野禮四郎、前掲論文PP 278~279)